

住民監査請求に係る監査結果の公表

(令和6年3月27日受付、令和6年5月24日決定)

第1 監査の結果

本件請求について、請求人の主張のうち「戻入区間」（8頁に定義する戻入区間をいいます。）に係る部分については現時点において必要な措置を講ずべき勧告をする理由がなく、その余の部分については請求人の主張に理由がないと認めます。

第2 請求の受付

1 請求人

（略）

2 請求書の提出日

令和6年3月27日

3 請求の内容

請求の内容は、別紙1のとおりです。

4 要件審査

監査委員は、令和6年4月15日に要件審査を行い、本件請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施することを決定しました。

第3 監査の実施

1 監査対象事項の決定

令和5年7月4日から同月6日まで及び同年10月30日から同年11月1日までに実施された「こども青少年・教育委員会行政視察」に随行した議会局職員（以下「本件随行職員」といいます。）に支給された出張旅費のうち特別車両料金に係る部分（以下「本件特別車両料金」といいます。）53,140円の支給が、違法又は不当な財務会計上の行為に該当するか否かを監査対象事項としました。

なお、請求人は、職員の懲戒処分及び刑事告訴又は告発を附言するよう求めています。これらは住民監査請求によって請求することができる事項に該当しません。

2 監査対象局

議会局を監査対象局としました。

3 証拠の提出及び陳述の聴取

監査委員は、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和 6 年 5 月 8 日に追加の証拠の提出を受けるとともに、令和 6 年 5 月 10 日に陳述を聴取しました。

また、監査委員は、令和 6 年 5 月 8 日に監査対象局から見解書（別紙 2 のとおり）の提出を受けるとともに、令和 6 年 5 月 10 日に監査対象局職員から陳述を聴取しました。

第 4 監査の結果

1 請求人及び監査対象局職員の陳述

請求人及び監査対象局職員から聴取した陳述内容は、別紙 3 から別紙 5 までのとおりです。

2 事実関係の確認

請求人からの提出書面及び請求人の陳述、監査対象局からの提出書面及び監査対象局職員の陳述並びに監査委員の調査により、監査対象事項について、次の事実を認めました。

(1) 本件随行について

こども青少年・教育委員会では、こども青少年局及び教育委員会の所管に属する事項について調査・研究する等のため、横浜市会会議規則（昭和 43 年 5 月横浜市会規則第 1 号）第 71 条の規定による議長の承認を得て、令和 5 年 7 月 4 日から同月 6 日まで兵庫県及び大阪府（以下「第 1 回行政視察」といいます。）へ、同年 10 月 30 日から同年 11 月 1 日まで福井県及び石川県（以下「第 2 回行政視察」といいます。）への行政視察を実施しました。当該行政視察には、所管する局の職員 2 名及び本件随行職員 2 名が随行しました。

本件随行職員の業務は、視察委員に随行し、乗車・降車の案内や視察の行程案内、視察に関する視察委員からの質問対応や視察先との連絡調整等の秘書的業務を担い、第 1 回行政視察及び第 2 回行政視察が円滑に行われるよう、視察委員を補佐することでした。

(2) 議会局職員の出張旅費（特別車両料金）について

議会局職員の旅費に関しては、横浜市会職員旅費条例（昭和23年10月横浜市条例第74号）において準用する横浜市旅費条例（昭和23年10月横浜市条例第73号）（以下「旅費条例」といいます。）第1条の規定により、公務のため旅行するときは旅費を支給し、内国旅行における鉄道賃は、旅費条例第6条の規定により、旅客運賃、急行料金及び特別車両料金（これらのものに対する通行税を含む。）並びに座席指定料金により計算することとされています。

特別車両料金について、「旅費取扱いの手引き」（令和5年3月改訂版）には、「グリーン車・グランクラス等特別車両の料金。市長及び副市長及び公務上の必要その他特別の事情のある者が旅行をする場合を除き、支給することはできません。」と記載されています。

議員の旅費については、横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第30号）第5条第2項の規定により、旅費条例中、特号の者に支給する額により、旅費条例を準用して支給することとなっています。監査対象局によると、行政視察に随行する議会局職員は、行政視察中における議員の秘書的業務を行うため、議員と同一の車両に乗車することから、公務上の必要があるとして、特別車両料金を支給することとされています。また、行政視察に係る出張旅費については、随行する職員が議員分を含む座席を予約し、事前に購入することから、資金前渡による概算払を受けています。

職員の宿泊を要する市外出張に当たっては、横浜市職員出張及び旅費支給規程（平成12年10月達第22号）第2条の規定により市外出張命令書に出張先、出張する具体的理由又は出張用件、出張帰着月日等を記入して、決裁を受け、旅費の支給を受けようとするときは同規程第4条の規定により旅費請求書（兼領収書）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならないこととなっています。

なお、横浜市予算、決算及び金銭会計規則を廃止する規則（令和6年3月横浜市規則第48号）による廃止前の横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）第130条第1号の規定により旅費の概算払を受けた場合には、同規則第131条第1項の規定に基づき、概算払金精算書を作成し、領収書等を添え、用件を終了した日の翌日から起算して30日以内に局長に提出して、精算します。この場合における最終承認

者について、横浜市予算、決算及び金銭会計規則に関する会計、経理事務の取扱いについて（通知）（令和5年4月1日会審第317号）によれば、経理担当課長となっています。

議会局においては、議会局長等の兼職等に関する規則（平成11年4月横浜市規則第38号）及び横浜市事務決裁規程（昭和47年8月達第29号）別表第1の規定により、係長以下の職員の市外出張、資金前渡、概算払等の決定及び支出命令に関することは課長専決事項となっています。

横浜市会会議規則（抜粋） （審査または調査のため委員の派遣） 第71条 委員会は、審査または調査のため、委員を派遣しようとするときは、あらかじめ議長の承認を得なければならない。
横浜市会職員旅費条例（抜粋） 横浜市会の職員に係る旅費に関しては、横浜市旅費条例を準用する。
横浜市旅費条例（抜粋） 第1条 本市職員その他の者で、公務のため旅行するときは、別に定めるもののほか、この条例の定めるところにより、旅費を支給する。 第6条 鉄道賃は、次の各号に従い、旅客運賃(以下本条において「運賃」という。)急行料金及び特別車両料金(これらのものに対する通行税を含む。)並びに座席指定料金によりこれを計算する。 (第1号から第6号まで省略)
横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抜粋） （費用弁償） 第5条（第1項省略） 2 前項の旅費は、横浜市旅費条例(昭和23年10月横浜市条例第73号)中、特号の者に支給する額により、同条例を準用してこれを支給する。 (第3項及び第4項省略)
横浜市職員出張及び旅費支給規程（抜粋） （出張の手続） 第2条 職員は、出張を必要とするときは、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる命令書、命令簿又は出張を命ずる決裁文書(以下「命令書等」という。)に出張先、出張する具体的理由又は出張用件、出張帰着月日等を記入して、決裁を受けなければならない。 (1) 内国出張(本邦における出張をいう。以下同じ。)の場合 ア 市外出張であって宿泊を要するとき。 市外出張命令書(第1号様式) (イ、ウ、第2号及び第2項省略) (旅費の請求) 第4条 出張に係る旅費の支給を受けようとする職員は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる請求書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

<p>(1) 内国出張に係る旅費を請求する場合 ア 市外出張又は宿泊を伴う市内出張のとき(企画旅行の方法により出張するときを除く。) 旅費請求書(兼領収書)(第6号様式) (イ、ウ及び第2号省略)</p>																			
<p>横浜市予算、決算及び金銭会計規則(抜粋) (概算払) 第130条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 (1) 旅費 (第2号から第12号まで省略)</p> <p>(概算払の精算) 第131条 概算払を受けた者は、概算払金精算書(第50号様式)を作成し、領収書等を添え、次に掲げるところにより局長に提出しなければならない。ただし、前条第1号に掲げる経費(費用弁償を除く。)については、精算残金のあるとき、及び局長が必要と認める場合のほかは、横浜市職員服務規程(平成21年3月達第3号)第6条第2項の規定による復命をもって精算に代えることができる。 (1) 毎月必要とする経費については、翌月末日までに提出すること。 (2) 前号以外の経費については、用件を終了した日の翌日から起算して30日以内に提出すること。 (第2項から第4項まで省略)</p>																			
<p>議会局長等の兼職等に関する規則(横浜市会計規則(令和6年3月横浜市規則第26号)附則第4項による改正前のもの)(抜粋) (補助執行) 第2条 市長は、横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月横浜市規則第57号)、給与等及び保険料等支出事務の特例に関する規則(昭和32年6月横浜市規則第40号)、横浜市物品規則(昭和31年3月横浜市規則第33号)その他これらに関連する市の諸規程に規定する事務を議会局長等に補助執行させる。</p> <p>(事務処理) 第3条 議会局長等は、前条の事務を横浜市事務決裁規程(昭和47年8月達第29号)その他市の諸規程の定めるところにより処理しなければならない。</p>																			
<p>横浜市事務決裁規程(抜粋) 別表第1 4 人事に係る事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市長決裁事項</th> <th>副市長専決事項</th> <th>局長専決事項</th> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(10) 削除</td> <td>(15) 局長の市外出張(近隣地)に関すること。</td> <td>(4)の3 部長及び課長の市外出張(近隣地)に関すること。</td> <td>(3) 係長以下の職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員の市外出張に関すること。 (3)の2 職員、臨時的任用職員</td> </tr> </tbody> </table>					市長決裁事項	副市長専決事項	局長専決事項	部長専決事項	課長専決事項	(省略)						(10) 削除	(15) 局長の市外出張(近隣地)に関すること。	(4)の3 部長及び課長の市外出張(近隣地)に関すること。	(3) 係長以下の職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員の市外出張に関すること。 (3)の2 職員、臨時的任用職員
市長決裁事項	副市長専決事項	局長専決事項	部長専決事項	課長専決事項															
(省略)																			
	(10) 削除	(15) 局長の市外出張(近隣地)に関すること。	(4)の3 部長及び課長の市外出張(近隣地)に関すること。	(3) 係長以下の職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員の市外出張に関すること。 (3)の2 職員、臨時的任用職員															

				及び会計年度任用職員の市内出張に関すること。
(省略)				
8 出納に係る事項				
市長決裁事項	副市長専決事項	局長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
(省略)				
				(5) 資金前渡、概算払及び前金払等の決定に関すること。
				(6) 支出命令に関すること。

(3) 本件特別車両料金の支給について

ア 第1回行政視察に係る公金の支出について

第1回行政視察に係る出張命令は、令和5年6月13日に議会局市会事務部総務課長（以下「総務課長」といいます。）により決裁され、市外出張命令書の摘要欄には、「特号随行のため、グリーン料金を支給します。」と記載されていました。また、同月15日付の市外出張旅費請求書（兼領収書）に基づき、本件随行職員から第1回行政視察に係る出張旅費として特別車両料金21,600円を含む130,620円が請求され、同日に起案された支出命令書が同月19日付で総務課長に決裁されたことにより、同月26日に資金前渡により概算払いされました。

また、令和5年7月19日付の概算払金精算書に基づき、第1回行政視察に係る随行職員旅費の概算払金受領額と同額で精算され、概算払金精算書に添付された支出内訳書によれば、差引額は0円でした。

第1回行政視察に係る出張旅費のうち、本件随行職員への特別車両料金の支出状況は、次のとおりです。

利用年月日	利用種別	区間	金額 (単位：円)	概算払 上段：決裁日 下段：支出日	精算 上段：提出日 下段：決裁日
R5. 7. 4	特別車両 料金	新横浜 ～新神戸	5,400	R5. 6. 19 R5. 6. 26	R5. 7. 19 R5. 7. 19
R5. 7. 6	特別車両 料金	京都 ～新横浜	5,400		
小計			10,800		
2名分			× 2		
合計			21,600		

イ 第2回行政視察に係る公金の支出について

(ア) 概算払金及びその精算について

第2回行政視察に係る出張命令は、令和5年9月20日及び同月21日に総務課長により決裁され、市外出張命令書の摘要欄には、「特号随行のため、グリーン料金を支給します。」と記載されていました。また、同月22日付の市外出張旅費請求書（兼領収書）に基づき、本件随行職員から第2回行政視察に係る出張旅費として特別車両料金31,540円を含む138,720円が請求され、同日に起案された支出命令書が同年10月6日付で総務課長に決裁されたことにより、同月13日に資金前渡により概算払いされました。

また、令和5年11月7日付の概算払金精算書に基づき、第2回行政視察に係る随行職員旅費の概算払金受領額と同額で精算され、概算払金精算書に添付された支出内訳書によれば、差引額は0円でした。

第2回行政視察に係る出張旅費のうち、本件随行職員への特別車両料金の支出状況は、次のとおりです。

利用年月日	利用種別	区間	金額 (単位：円)	概算払 上段：決裁日 下段：支出日	精算 上段：提出日 下段：決裁日
R5. 10. 30	特別車両 料金	新横浜 ～米原	5,400	R5. 10. 6 R5. 10. 13	R5. 11. 7 R5. 11. 7
R5. 10. 30	特別車両 料金	米原 ～福井	1,300		
R5. 10. 31	特別車両 料金	福井 ～金沢	1,300		
R5. 11. 1	特別車両 料金	金沢 ～東京	6,990		
R5. 11. 1	特別車両 料金	東京 ～横浜	780		
小計			15,770		
2名分			× 2		
合計			31,540		

(イ) 概算払金の再精算及び精算残金の戻入について

本件請求を受けて、本件特別車両料金の支給について、監査対象局が改めて確認したところ、令和5年11月1日の東京駅から横浜駅までの区間は、視察委員に随行する予定でしたが、視察委員が各自、電車を利用して議会棟に戻ることもあったため、本件随行職員は2名ともグリーン車を利用しておらず、また、本件随行職員のうち1名は、視察先に忘れ物（ICレコーダー）を取りに戻ったため、同日の金沢駅から東京駅までの区間においても、視察委員と別の車両に乗車したため視察委員に随行していなかったことが判明したとのことです。

そのため、監査対象局は、令和6年5月7日に本件特別車両料金のうち、グリーン車を利用していなかった区間（令和5年11月1日の東京駅から横浜駅までの区間）及び視察委員に随行していなかった区間（同日の金沢駅から東京駅までの区間）（以下これらの区間を「戻入区間」といいます。）に係る8,550円を戻入しました。

第2回行政視察に係る出張旅費の戻入状況は、次のとおりです。

利用年月日	利用種別	区間	金額 (単位：円)	決裁日	戻入日
R5. 11. 1	特別車両 料金	金沢 ～東京	6,990	R6. 5. 7	R6. 5. 7
R5. 11. 1	特別車両 料金	東京 ～横浜	1,560 (780×2名)		
合計			8,550		

3 監査委員の判断

以上を踏まえ、監査委員は、次のとおり判断しました。

(1) 戻入区間を除く部分について

本件特別車両料金のうち、戻入区間を除く部分については、本件随行職員及び視察委員に係る市外出張旅費請求書（兼領収書）に記載された出張年月日、出張先及び出張用件が常任委員会行政視察申出書並びに出張命令書及びこども青少年・教育委員会行政視察概要に記載されている出張期間、出張先及び出張用件と一致しており、市外出張命令書並びに本件特別車両料金の支給に係る支出命令及びその精算については、いずれも専決権者である総務課長により決裁されていることが認められます。

監査対象局は、座席位置が記載された切符が改札口で回収されるため、証明できる資料はないものの、本件随行職員がグリーン車に同乗し、秘書的業務を行った旨の説明をしています。

本件請求において請求人は、「行政視察第1回、第2回を行った議員に聴取したところ、議会局随行者は、グリーン車両で見かけなかったと書面で回答があった。」と主張しています。そのため、監査委員において、請求人に対して当該書面の提出を求めました。請求人及び請求人に情報提供していた議員のそれぞれから資料の提供を受け、確認しましたが、本件随行職員がグリーン車に同乗していなかった事実を示すものではありませんでした。

そのため、本件特別車両料金の支給のうち戻入区間に係るものを除く部分は、関係規定に基づき適切に支給されているものと認められるため、違法又は不当な財務会計上の行為に該当するとは認められません。

(2) 戻入区間に係る部分について

第2回行政視察に係る出張旅費は、特別車両料金 31,540 円を含む 138,720 円が、概

算払金受領額と同額で精算されていますが、監査対象局の説明によれば、本件請求を受けて改めて確認したところ、令和5年11月1日の東京駅から横浜駅までの区間は、視察委員に随行する予定でしたが、視察委員が各自、電車を利用して議会棟に戻ることでなくなったため、本件随行職員は2名ともグリーン車を利用しておらず、また、本件随行職員のうち1名は、視察先に忘れ物を取りに戻ったため、同日の金沢駅から東京駅までの区間においても、視察委員に随行していなかったとのこと。そのため、監査対象局において、本件随行職員の第2回行政視察に係る出張旅費の精算をやり直し、本件特別車両料金のうち戻入区間に係る8,550円を戻入したと説明しています。

戻入区間に係る本件特別車両料金の支出については、支出命令書及び概算払金精算書に添付された市外出張旅費請求書に記載された内容並びに概算払金精算書に添付された支出内訳書に記載された特別車両料金の額と本件請求を受けて監査対象局が確認した事実が相違しています。市外出張命令書では、総務課長が本件随行職員に第2回行政視察の随行を命じ、特号随行を前提に特別車両料金を支給することになっていたところ、出張命令に従って随行できなかった事情はあるにしても、その旨を復命せず、事実と異なる概算払金精算書が作成され、精算が行われています。そのため、戻入区間に係る本件特別車両料金の支出は違法又は不当な公金の支出に当たるものです。しかしながら、概算払金受領者である本件随行職員から令和6年5月7日に概算払金精算書（再精算）の提出を受け、第2回行政視察に係る随行職員旅費のうち8,550円分の戻入が完了したことを議会局市会事務部議事課において確認し、「令和5年度こども青少年・教育委員会行政視察（2回目）随行職員旅費の再精算について」（令和6年5月7日議議第99号）により、主管課長（議会局市会事務部議事課長）を経由して経理担当課（総務課長）へ回議する処理が行われていることが認められました。

4 結論

以上のことから、本件特別車両料金の支給のうち、戻入区間に係る部分については違法又は不当な財務会計上の行為に該当しますが、戻入により横浜市が被った損害は既に補填されており、現時点においては、損害を補填するために必要な措置を講ずべき勧告をする理由がなく、その余の部分については違法又は不当な財務会計上の行為に該当するとは言えず、請求人の主張には理由がないと判断しました。

5 意見

本件特別車両料金に係る事務処理については、本件請求を受けて再点検した結果、精算した内容が事実と異なっていたことが判明し、行政視察から半年後に戻入されたものです。

本件特別車両料金に係る事務処理は、職員の不注意に起因して発生した事案であると考えられます。

今後は、職員に特別車両料金が支給されるのは公務上の必要その他特別な場合に限られることを職員が自覚し、確認者が特別車両の利用状況等の事実関係を確実に確認した上で適正な事務処理に努めるとともに、再発防止を図り、市民の市政への信頼回復のため、なお一層の努力をされるよう求めます。

6 判断の根拠とした書類

(1) 議会局提出分

ア 見解書

イ 令和6年4月19日監監第59号「住民監査請求に係る質問への回答及び資料の提出について（依頼）」に対する回答及び提出資料

ウ 令和6年4月25日監監第76号「住民監査請求に係る資料の提出について（依頼）」に対する提出資料

エ 令和6年5月9日監監第103号「住民監査請求に係る資料の提出について（依頼）」に対する提出資料

オ 令和6年5月13日監監第117号「住民監査請求に係る質問への回答について（依頼）」に対する回答

(2) 請求人提出分

ア 令和6年4月17日監監第49号「住民監査請求に係る資料の提出について（依頼）」に対する回答

イ 上申書（令和6年5月8日付）

(3) 関係人提出分

住民監査請求に係る資料の提出について（令和6年5月6日付）

第5 監査委員の辞退

令和6年5月20日に就任した清水監査委員から、第1回行政視察及び第2回行政視察の視察委員であったことから、公正な監査を期するため本件請求の監査の執行を辞退する旨の申し出がありました。そのため、清水監査委員は本件請求の監査に加わっておりません。

住民監査請求(横浜市職員措置請求書)

令和6年3月25日

横浜市監査委員御中

請求人

5

住所

氏名

連絡先

職員に関する措置請求の要旨



10

1 事件名

行政視察における議会局書記による概算払い(前渡金)旅費の着服、横領事案

2 監査請求の趣旨

15

(1) 行政視察に議員随行をした際、鉄道賃のうち特別車両料金(グリーン料金)に相当する金額を概算払いされたが、特別車両を使用せず当該の概算払い金を着服、横領した。

20

(2) 監査委員にあっては地方自治法第242条第5項の規定に基づき、「市長に対し不当、不正に支給した給料、諸手当に対して監査対象者から返還請求せよ。」と勧告することを求めると共に刑法第253条の業務上横領罪に抵触すると思料できることから、職員への懲戒処分及び刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき検察当局への告発、告訴をおこなうよう附言することを求める。

当事者 横浜市議会局市会事務部議事課 書記

横浜市議会局市会事務部政策調査課 書記

25

3 監査請求の対象となる機関

横浜市議会局

4 監査請求の対象となる財務会計行為

地方自治法第242条第2項に基づき損害額を算定する。

30

請求日前1年間の間の不正行為分(当事者2人分として)

53,140円

【内訳】

行政視察1回目一人当たり 10,800円

行政視察2回目一人当たり 15,770円

35

5 上記の行為が違法・不当である理由

地方自治法第242条第1項の規定に基づく別紙事実証明書のとおり

以上

事実証明書

第1 監査請求の原因

1 前提事実

- 5 (1) 令和5年度こども青少年・教育委員会行政視察（1回目）
ア 令和5年7月4日から6日まで2泊3日の日程で議員11人、随員4
人が関西地方に視察を施行した。
イ 行程は鉄道を利用した。
引用-1
- 10 こども青少年・教育委員会行政視察の概要について（7/4～6）
供覧・決裁完了年月日：令和5年10月19日 議議第767号
- (2) 令和5年度こども青少年・教育委員会行政視察（2回目）
ア 令和5年10月30日から11月1日まで2泊3日の日程で議員11人、
随員4人が北陸地方に視察を施行した。
- 15 イ 行程は鉄道を利用した。
引用-2
こども青少年・教育委員会行政視察の概要について（10/30～11
/1）
供覧・決裁完了年月日：令和6年1月18日 議議第1208号
- 20 (3) 議会局の随行者は以下である。
ア 横浜市議会局市会事務部議事課 書記 
イ 横浜市議会局市会事務部政策調査課 書記 
いずれも第1回、第2回とも随行した。
- (4) 市外出張命令書
- 25 ア 摘要欄に「特号随行のため、グリーン料金を支給します。」
と記載がある。
イ 議会局随行者 、 とも同じ記載がある。
ウ 行政視察（1回目）、（2回目）とも同じ記載がある。
引用-3
- 30 20230626-992701-支出命令-1-001032-0802（こども青少年・教育委員会
行政視察（1回目）随員職員旅費）
供覧・決裁完了年月日：令和5年6月19日 議議第235号
引用-4
- 35 20231013-992701-支出命令-1-002277-0802（こども青少年・教育委員会
行政視察（2回目）随員職員旅費）
供覧・決裁完了年月日：令和5年10月6日 議議第750号

(5) 旅費精算

ア 行政視察（1回目）のグリーン券

- (ア) 新横浜から新神戸までの5,400円 7月4日
- (イ) 京都から新横浜までの 5,400円 7月6日

5 合計10,800円が精算されている。

イ 行政視察（2回目）のグリーン券

- (ア) 新横浜から米原までの5,400円 10月30日
- (イ) 米原から福井までの 1,300円 10月30日
- (ウ) 福井から金沢までの 1,300円 10月31日
- (エ) 金沢から東京までの 6,990円 11月1日
- (オ) 東京から横浜までの 780円 11月1日

10 合計15,770円が精算されている。

旅費は概算払い（前渡金）であり、合計額のとおりとして精算して当事者は受領している。

15 引用-5

こども青少年・教育委員会行政視察（1回目）随員職員旅費の精算について 供覧・決裁完了年月日：令和5年7月19日 議議第406号

引用-6

20 こども青少年・教育委員会行政視察（2回目）随員職員旅費の精算について 供覧・決裁完了年月日：令和5年11月7日 議議第908号

引用-1

25

30

35

こども青少年・教育委員会行政視察概要	
1	視察月日 7月4日（火）～7月6日（木）
2	視察都市及び視察事項
	(1) 兵庫県神戸市（7/4（火）午後）
	・総合的ヤングケアラー事業について
	(2) 兵庫県伊丹市（7/5（水）午前）
	・伊丹市立図書館「ことば蔵」について
	(3) 大阪府堺市（7/5（水）午後）
	・子どもアドボカシーについて
	(4) 大阪府枚方市（7/6（木）午前）
	・ICT教育施策について
3	視察委員及び随員
	委員長 [Redacted] 委員 [Redacted]
	副委員長 [Redacted] 同 [Redacted]
	同 [Redacted] 同 [Redacted]
	委員 [Redacted] 同 [Redacted]
	同 [Redacted] 同 [Redacted]
	同 [Redacted] 同 [Redacted]
	随員
	こども青少年局総務課長 [Redacted]
	同 教育委員会事務局総務課長 [Redacted]
	同 議会局議事課書記 [Redacted]
	同 議会局政策調査課書記 [Redacted]

引用-2

こども青少年・教育委員会行政視察概要

1 視察月日 10月30日（月）～11月1日（水）

2 視察都市及び視察事項

(1) 福井県（10/30（月）午後）
・「ふく育」応援事業について

(2) 福井県福井市（10/31（火）午前）
・学力向上の取組について

(3) 石川県金沢市（10/31（火）午後）
・子どもの貧困対策について

(4) 石川県（11/1（水）午前）
・石川県立図書館について

3 視察委員及び随員

委員長				委員	
副委員長				同	
同				同	
委員				同	
同				同	
同				同	

随員

こども青少年局総務課長		
教育委員会事務局総務課長		
議会局議事課書記		
議会局政策調査課書記		

引用-3 及び引用-4 代表して 分

第1号様式（第2条第1項第1号ア）

市外出張命令書

命令者		<input type="checkbox"/> 局区長	<input type="checkbox"/> 部長	<input checked="" type="checkbox"/> 課長
令和5年 6月 9日 起案		令和5年 6月 13日 決裁		整理番号
		第 号		
出張者	所属	議会局市会事務局議事課		
	補職			
	氏名	[Redacted]		
出張期間	出発	令和5年 7月 4日 8時 30分		
	帰着	令和5年 7月 6日 17時 15分		
	泊数・日数	2泊 3日		
出張先	名称	神戸市会・ことば蔵・子どもアドボカシーセンターOSAKA・小倉小学校		
	住所・所在地	神戸市中央区加納町6-5-1他		
出張用件	こども青少年・教育委員会行政視察随員			
支出科目	令和5年度一般会計歳出1款1項1目 8節(2)普通旅費			
摘要	特号随員のため、グリーン料金を支給します。			

第○○号様式(第101条)

概算払金精算書

件名 子ども青少年・教育委員会行政視察(1回日)随行職員旅費

概算払金受領額 130,620円

受領年月日 令和5年6月26日

概算払金執行額 130,620円

差引残額 0円

上記のとおり概算払金を精算します。(証拠書類別添のとおり)

(提出日)
令和5年7月19日

(提出先)
横浜市長

概算払金受領者
住所 横浜市中区本町6-50-10

(法人名) 議会局議事課
氏名

議会局政策調査課

(A4)

支出内訳書

書記		(円)			
		概算払金額	支出額	差引	備考
交通費	航空運賃	0	0	0	
	船運賃	0	0	0	
	鉄道運賃	17,370	17,370	0	
	急行料	10,040	10,040	0	
	特別車両料金	10,800	10,800	0	
	車賃(バス)	0	0	0	
	日当	5,100	5,100	0	
宿泊料	22,000	22,000	0		
計		65,310	65,310	0	

書記		(円)			
		概算払金額	支出額	差引	備考
交通費	航空運賃	0	0	0	
	船運賃	0	0	0	
	鉄道運賃	17,370	17,370	0	
	急行料	10,040	10,040	0	
	特別車両料金	10,800	10,800	0	
	車賃(バス)	0	0	0	
	日当	5,100	5,100	0	
宿泊料	22,000	22,000	0		
計		65,310	65,310	0	

合計		(円)			
		概算払金額	支出額	差引	備考
交通費	航空運賃	0	0	0	
	船運賃	0	0	0	
	鉄道運賃	34,740	34,740	0	
	急行料	20,080	20,080	0	
	特別車両料金	21,600	21,600	0	
	車賃(バス)	0	0	0	
	日当	10,200	10,200	0	
宿泊料	44,000	44,000	0		
計		130,620	130,620	0	
戻入額					0

R5.7.4	特急料金	新横浜	新神戸	560.7	5,300	グリーン率利用(円数)
R5.7.6	特急料金	京都	新横浜	484.8	4,740	グリーン率利用(円数)
			急行料金計	1045.5	10,040	
R5.7.4	グリーン	新横浜	新神戸	560.7	5,400	
R5.7.6	グリーン	京都	新横浜	484.8	5,400	
			特別車両料金合計	1045.5	10,800	

5

第50号様式(第131条)

概算払金精算書

件名 こども青少年・教育委員会行政視察(2回目) 随行職員旅費

概算払金受領額 138,720円

受領年月日 令和5年10月13日

概算払金執行額 138,720円

差引残額 0円

10

上記のとおり概算払金を精算します。(証憑書類別添のとおり)

(提出日)

令和5年11月7日

(提出先)

横浜市 市長

概算払金受領者

住所 横浜市中区本町6-50-10

(法人名) 議会局議事課

氏名



議会局政策調査課

15

(A4)

20

支出内訳書

書記

(円)

	概算払金額	支出額	差引	備考
交通費	航空運賃	0	0	0
	船	0	0	0
	鉄道運賃	13,900	13,900	0
	急行料	12,590	12,590	0
	特別車両料金	15,770	15,770	0
	車賃(バス)	0	0	0
日当	5,100	5,100	0	
宿泊料	22,000	22,000	0	
計	69,360	69,360	0	

25

書記

(円)

	概算払金額	支出額	差引	備考
交通費	航空運賃	0	0	0
	船	0	0	0
	鉄道運賃	13,900	13,900	0
	急行料	12,590	12,590	0
	特別車両料金	15,770	15,770	0
	車賃(バス)	0	0	0
日当	5,100	5,100	0	
宿泊料	22,000	22,000	0	
計	69,360	69,360	0	

30

合計

(円)

	概算払金額	支出額	差引	備考
交通費	航空運賃	0	0	0
	船	0	0	0
	鉄道運賃	27,800	27,800	0
	急行料	25,180	25,180	0
	特別車両料金	31,540	31,540	0
	車賃(バス)	0	0	0
日当	10,200	10,200	0	
宿泊料	44,000	44,000	0	
計	138,720	138,720	0	
				戻入額

35

	特急料金	新横浜	米原	417.1	4,620	グリーン車利用
R5.10.30	特急料金	米原	福井	99.9	600	グリーン車利用 (米原乗継割引・特別急行列 車利用特別区 間)
R5.10.31	特急料金	福井	金沢	76.7	1,200	グリーン車利用
R5.11.1	特急料金	金沢	東京	450.5	6,170	グリーン車利用 (閑散期)
			急行料金計	1044.2	12,590	
R5.10.30	グリーン	新横浜	米原	417.1	5,400	
	グリーン	米原	福井	99.9	1,300	
R5.10.31	グリーン	福井	金沢	76.7	1,300	
	グリーン	金沢	東京	450.5	6,990	
R5.11.1	グリーン	東京	横浜	28.8	780	
			特別車両料金合計	1073.0	15,770	
			運賃合計		42,260	

2 前提事実の評価

(1) 市外出張命令書の摘要欄

「特号随行のため、グリーン料金を支給します。」については、議会局市会事務部議事課担当係長 ████████ 氏への聴取を行ったところ、議員の秘書的役割りであり、鉄道利用においても議員との打合せ等々のこともあり、議会局随行者はグリーンを使用すると口述している。

ただし、文書で規定しているものではない。

これを根拠に、概算払い（前渡金）として当事者に支払われている。

なお、随行したことも青少年局総務部総務課長及び教育委員会事務局総務部総務課長の管理職は規程のとおり、グリーン車使用の対象外である。

(2) 随行した議員との議会局随行者のグリーン車での打ち合わせ

ア 行政視察第1回、第2回を行った議員に聴取したところ、議会局随行者は、グリーン車両で見かけなかったと書面で回答があった。

イ 新幹線の場合には、グリーン車は3車両あるが、秘書的役割りから推論すると行政視察途中では、随行者は視察の要点等の議員間の情報すり合わせが必須であり、同一号車の車両に乗り込むべく事前にグリーン指定席を確保するのが当然である。

ウ 行政視察第2回は、米原から福井までの特急しらさぎ、福井から金沢までの特急サンダーバードのグリーン車は1車両であり、席数も36席である。

ここでは、同じ車両に座席があったことは明らかである。

エ 東京駅から横浜駅までの普通列車のグリーン車は2両で、指定席券は不要ながら、当日乗車分だけの販売であり、新幹線、在来線特急のように乗車予定の列車番号を指定し、その指定席券グリーン券の事前の予約、

それらの発券は不可能である。

すでに行政視察を終了し、東京駅から横浜駅までの25分間の秘書的対応を行う必要性に疑問がある。

5 オ 議会局随行員がグリーン車指定席を持たず、普通座席の指定席を持っていたとしても、議員のいるグリーン車に立入り、打ち合わせをすると
なると鉄道営業法に違反する。

カ 地方公務員たるものが公務を執行するうえで、鉄道営業法への違反を認められる根拠はない。

10 第3 損害額

行政視察を行った議員の証言のとおり、議会局随行員2名の不法な着服、横領行為は明らかであり、横領した金員の返還をするのは当然である。

地方自治法第242条第2項に基づき損害額を算定する。

請求日前1年間の間の不正行為分（当事者2人分として）

15 53,140円

第4 結論

20 ■■■■■、■■■■■にあつては、刑法第253条に規定する業務上横領罪があつたとして司法当局への告発を準備する。

以上

見解書

令和6年5月8日
議会局

1 結論

行政視察における議会局書記の旅費請求に関する措置請求につき、53,140 円のうち 8,550 円分については却下し、残部については棄却するとの監査結果の決定を求めます。

2 行政視察における旅費の支給について

(1) 横浜市会職員旅費条例（昭和 23 年 10 月横浜市条例第 74 号）は、「横浜市会の職員に係る旅費に関しては、横浜市旅費条例を準用する。」と規定しています。

(2) 横浜市旅費条例（昭和 23 年 10 月横浜市条例第 73 号。以下「条例」という。）は、第 1 条で「本市職員その他の者で、公務のため旅行するときは、別に定めるもののほか、この条例の定めるところにより、旅費を支給する。」とし、第 5 条で「鉄道賃は鉄道又は軌道旅行に、船賃は水路旅行に、航空賃は航空旅行に、車賃は陸路旅行にこれを支給する。」としています。

そして、条例第 6 条本文で「鉄道賃は、次の各号に従い、旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）急行料金及び特別車両料金（これらのものに対する通行税を含む。）並びに座席指定料金によりこれを計算する。」とし、第 3 号で「運賃の等級を設けない線路による場合においては、その乗車による運賃」とし、第 5 号で「第 3 号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金」としています。

(3) 旅費の具体的な支給基準については、総務局労務課が定める「旅費取扱いの手引き」（以下「手引き」という。）において定められており、特別車両料金については「グリーン車・グランクラス等特別車両の料金。市長及び副市長及び公務上の必要その他特別の事情のある者が旅行をする場合を除き、支給することはできません。」としています。市会議員については、市長及び副市長と同等に取り扱うこととされており、公務上の必要があるため、市会議員に対しては特別車両料金を支給することとしています。

(4) 書記は、市会議員と打合せや関係先との連絡調整という秘書的業務を行う必要があることから、市会議員と同一車両に乗車する必要があります。そのため、行政視察における書記に対する鉄道賃は、市会議員と同等の鉄道賃を支給する必要があり、公務上の必要があるとして、特別車両料金を支給することとしています。

(5) 旅費の請求については、座席を予約する必要がある部分については市会議員の分を含めて議会局の書記が購入しており、事前に代金を支払う必要があるため、横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 57 号。令和 6

年4月1日改正前の規定)第124条第1項第4号の2により資金前渡としており、第130条第1号により概算払によっています。概算払を受けた場合の旅費の精算については、同規則第131条本文により、精算残金のあるとき、及び局長が必要と認める場合のほかは、横浜市職員服務規程(平成21年3月達第3号)第6条第2項の規定による復命をもって精算に代えることができるとされています。また、手引きにおいて、「ア 精算残金があるとき」、「イ 航空機を利用したとき」、「ウ 宿泊料を支給したとき」は、復命書とは別に、概算払金の精算に係る報告書を作成し、精算を行うこととされています。

3 本件における旅費の支給について

- (1) 令和5年7月4日から同月6日までの神戸市等へのこども青少年・教育委員会(以下「委員会」という。)の行政視察(以下「第1回目行政視察」という。)は、同月4日にJR新横浜駅で集合し、新幹線にて新横浜駅から新神戸駅へと向かいました。6日は、JR京都駅から新横浜駅まで新幹線に乗車しました。新幹線での移動の際、書記は、委員とともにグリーン車に乗車しました。
- (2) 令和5年10月30日から同年11月1日までの福井市等への委員会の行政視察(以下「第2回目行政視察」という。)は、同年10月30日にJR新横浜駅で集合し、新幹線にて新横浜駅から米原駅へ向かい、米原駅から福井駅までは特急に乗車しました。同月31日は、JR福井駅から金沢駅まで特急に乗車しました。同年11月1日は、JR金沢駅から東京駅まで新幹線に乗車しました。新幹線及び特急での移動の際、書記は、委員とともにグリーン車に乗車しました。東京駅から横浜駅までは、普通電車のグリーン車に乗車する予定でした。

4 旅費の支出の適法性について

- (1) 行政視察の旅費のうち鉄道賃の算定について、書記は委員と打合せや関係先との連絡調整という秘書的業務を行う必要があることから、委員と同じ車両に乗車する必要があります。そのため、委員がグリーン車に乗車することが認められていることに応じて、書記もグリーン車に乗車することが認められています。
- (2) 第1回目行政視察においては、書記は、令和5年7月4日のJR新横浜駅から新神戸駅まで及び同月6日のJR京都駅から新横浜駅までの新幹線の乗車において、委員と同一の車両に乗車する必要がありました。そのため、この間のグリーン車を利用したことは適法かつ正当です。
- (3) 第2回目行政視察においては、書記は、同年10月30日のJR新横浜駅から米原駅までの新幹線の乗車及び米原駅から福井駅までの特急の乗車、同月31日のJR福井駅から金沢駅までの特急の乗車並びに同年11月1日のJR金沢駅から東京駅までの新幹線の乗車において、委員と同一の車両に乗車する必要がありました。そのため、この間のグリーン車を利用したことは適法かつ正当です。
- (4) 同日のJR東京駅から横浜駅までの区間においても、委員と同行する予定でし

たが、参加者が各自で電車を利用して議会棟まで戻ってくることとしたため、実際には東京駅から横浜駅までの行程については、グリーン車を利用しませんでした。

また、書記2名のうち1名は、視察先に忘れ物を取りに戻ったため、金沢駅から東京駅までの区間は委員とは別の車両に乗車していました。

そこで、これらについては、書記と委員とは別の車両に乗車しており、グリーン車を利用する公務上の必要性を欠くこととなり、特別車両料金を支給することは適当ではないと考えられるため、既にこれらの部分に相当する額8,550円は旅費の精算をやり直し、書記から戻入しました。

- (5) 請求人は、「行政視察第1回、第2回を行った議員に聴取したところ、議会局随行者は、グリーン車両でみかけなかったと書面で回答があった」としていますが、上記(1)のとおり、書記は委員との打合せや関係先との連絡調整の秘書的業務を担っているため、委員と同じ車両に乗車しています。
- (6) 以上のとおり、書記による概算払の旅費に関する措置請求につき、53,140円のうち8,550円分については、既に戻入されており住民監査請求の対象とならないため却下し、残部については請求人の主張には理由がないため、棄却するとの監査結果の決定を求めます。

以上

住民監査請求に係る陳述の聴取の記録

日付：令和6年5月10日（金）

場所：横浜市監査委員会議室

○藤野代表監査委員 それでは、ただいまから令和6年度第2回監査委員会議を開催いたします。上着の着用は御自由に願います。

それでは、議事1、職員に対する出張旅費の支給に関する住民監査請求に係る陳述の聴取を行います。本日、請求人はウェブ会議システムにより陳述されます。

それでは、陳述に入る前に写真撮影を希望される方がいらっしゃいますので、会場全景の写真撮影のみ許可いたします。請求人につきましては、パソコンの画面の写真撮影及びスクリーンショットのみ許可いたします。なお、記録者の方は写らないように御移動をお願いいたします。それでは、写真撮影をされる方はお願いいたします。どうぞ。

〔写真撮影〕

○藤野代表監査委員 それでは、以上で撮影の時間は終了いたします。以降の写真撮影はできません。また、本日の会議においては、録画、録音、配信はできませんので、御承知おきください。

本日の進行は代表監査委員である藤野が務めます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、他の監査委員を紹介させていただきます。高品委員です。

○高品監査委員 高品です。

○藤野代表監査委員 前田委員です。

○前田監査委員 前田です。よろしくお願いいたします。

○藤野代表監査委員 谷田部委員です。

○谷田部監査委員 谷田部でございます。よろしくお願いいたします。

○藤野代表監査委員 陳述に際して幾つか御留意いただきたい点を申し上げます。陳述される内容は、監査の資料として正確に記録する必要がありますので、録音させていただきます。また、本日聴取する陳述の記録は、陳述結果に添付して公表します。陳述は、請求人、関係局の職員とも、それぞれおおむね1時間以内としております。なお、請求人、関係局の職員からは、質問はできません。請求人の陳述に関する内容は、職員措置請求書に基づき、請求書に書かれた事項を補足する内容としてください。請求人の陳述の聴取に続いて関係局の職員による陳述の聴取を行います。請求人は関係局の職員の陳述に対して最後に意見表明を5分以内で行うことができます。ただし、質問することはできません。そのほか、陳述の進行については監査委員の指示に従ってください。

それでは、請求人の陳述の聴取を実施します。請求人は陳述をお願いします。どうぞ。

○■■■■請求人 請求人でございます。ただいまから陳述を始めますが、その前にお礼の言葉を申し上げたいと思います。事務局の皆様、私の都合でウェブシステムのセッティングアップをしていただきまして、誠にありがとうございます。そして、スクリーンショットで写真を撮らせていただいたんですが、皆さんマスク姿で、こちらは今、マスクを外しておりますが、申し訳ないんですけども、もう一度マスクを取った状態でスクリーンショットしたいんですが、それはよろしいでしょうか。

○藤野代表監査委員 いえ、この場は陳述をする場で、その陳述の場の運営については監査委員がどのように行うか決定しておりますので、マスクは自由にさせていただきます。

○■■■■請求人 分かりました。あともう一つは、傍聴の方というのは今、何名ぐらいおられるでしょうか。

○藤野代表監査委員 本日は0名です。

○■■■■請求人 0名ですね。

○藤野代表監査委員 はい。

○■■■■請求人 分かりました。どうもありがとうございます。

○藤野代表監査委員 はい。

○■■■■請求人 それでは、今から陳述をいたします。まず、事前提出書面の確認でございます。期日どおりに監査請求書1部、追加証拠申出書1部、議員聴取資料、これは代表監査委員から私のほうに請求のあった監監第49号、行政視察第1回、2回を行った議員に聴取したところ、議会局随行者はグリーン車両で見かけなかったと書面で回答があったとの、その書面の写しということで資料を提供させていただきました。最後に、その資料だと一部切り取りの可能性もあるので、一番最新までのその議員とのやり取り、それをつけた上申書、この4つ、お手元にあるかと思いますが、その御確認をお願いいたします。大丈夫ですね。それでは、今から始めます。

まず第1に、住民監査請求の請求の趣旨です。事件名。行政視察における議会局書記による概算払（前渡金）旅費の着服、横領事案の疑い。第2に、請求の趣旨の中で、行政視察に議員随行をした際、鉄道賃のうち特別車両料金（グリーン料金）に相当する金額を概算払、これは仮払いの形で出したんですが、その特別車両を使わなかったんじゃないかということで、その差額分が着服、横領したんじゃないかというのが指摘です。2番目は、これについては、やはり不正な着服、横領であることから、これは市長に対して返還させなければいけないというのを監査委員のほうに勧告をするように求めたこと。そして、これは刑事事件の対象になるので、こちらとしても第三者の立場なので告発になるのかなということで、それを実行した2名、当事者として、議会局市会事務部の議事課書記■■■■さんと政策調査課の■■■■さんについては告発をしようという段取りで今はおります。どこを監査対象にしなければいけないかといえば議会局ということであって、ただ、議会局の中で、この事件はこの2人なんですけれども、実際に公金の受渡し、その管理、そして、行政視察をした後の、その精算の確認をして、その決定をした当事者として、これ以外に、市会事務部の総務課課長■■■■さんが該当するのかなというふうに考えております。どれほどの財務会計上の不正行為があったかというのを想像しますと、全員合わせて5万3,140円がこの1年間の対象になるものであるということを記載しております。

それで、次に2ページ目に第1として前提事実、どういうことがあるかというのを付けております。第1回目は令和5年7月4日から6日にかけて関西旅行を行いました。それは、引用-1を御覧ください。引用-1は3ページ目でございます。ここにどの議員が参加したか。委員長の■■■■さんが代表で11名が参加しましたと。随行の中で、先ほどの議会局の方2名と、あと、こども青少年局の総務課長■■■■さん、あと、教育委員会事務局の総務課長の■■■■さんが同行して、総勢16名で行政視察に行きましたと。第2回目は、今度は令和

5年10月30日から11月1日まで、北陸方面に旅行に行きましたと。そのメンバーは、先ほどの方と同じ方々15名が行かれました。それは引用－2ということでページの4番目に書いております。

次に4番目として市外出張命令書、これは引用－3、4にもあるんですけども、市外出張命令書の中にグリーン料金を支給しますという文言が入っていて、これを例えば第1回目の7月4日から6日までの関西旅行に関して、起案として6月9日にこの計画を出して、仮払金として概算払金のグリーン料金を含めた形で受け取ったという事実がございます。その後、じゃあ旅費の精算になるわけですけども、旅費の精算については、引用－5番、第5ページにございますが、それは、実際はその金員は総務課長の■■■さんが受け取って、実際にこれを受け取った、使ったのが■■■さんと■■■さんというので判子を押して、これは日付的には視察が終わった後、7月19日に判をついて間違いないということで、差引残額がゼロということで提出しましたと。その支出の内訳書というのがあって、それを検分すると、全てがゼロで滞りなく支払ったというのを証明したと。その5ページ目の下にあるのが、グリーン料金に幾らかかったかというのが書いてありまして、新横浜から新神戸まで5,400円、京都から新横浜までの帰りの5,400円使ったというのを明示しております。次に第2回目、これについても6ページ目にございます。同じく支出内訳書については何も問題なく支払ったよと。これは7ページ目の一覧表にありますけれども、数字が書いてあって、それが対象になる精算額のグリーン料金相当の1万5,770円になっているということでございます。

それで、今までのこの事実の評価をしますと、7ページ目に市外出張命令書の摘要欄という中で、先ほど申したとおり、特号随行的のためグリーン料金の支給をします。これはなぜ料金を支給するのかというのを議事課の担当係長のほうに聴取したところ、秘書的な役割があるんだと。したがって、鉄道利用においても、議員との打合せとかいろいろあるからグリーンを使っているんだというのを口述をされました。ただ、文書でそういうことが書いてあることがないということで、少し特例なのかという印象をこちらは持っております。管理職レベルの総務課長が随行したことも青少年局と教育委員会のほう、この方々はグリーンを使用していないと。同じ考えでいけば、他都市での行政視察なんだから議員と同じく、また、議会局の随行員と同じくグリーンを使うべきではないのと。それがまた適用外になっているのも不思議だなという印象を持っておりました。2番目に、随行した議員と議会局随行者のグリーン車での打合せの状況はどうなのかということなんですが、第1回、第2回に随行した委員にいろいろ聴取したところ、グリーン車両で見かけなかったという書面での回答がありましたと。それに対して監査委員のほうとすれば、これの書面の内容をぜひ知りたいというのも当然ということもありまして、私のほうに資料の提出要求の依頼が、協力依頼があったということがあって、3番目にお渡しした応答になっております。

今、この1番の現場確認をした方の証言というかあれが一番重要なんですけど、実際にそうしたらどういような秘書的な役割をしているのかというのを検討したのが7ページ目にございます。グリーン車の場合は、新幹線を3で割るのですが、約68席と64席ありますけれど

ども、そこに入っているわけだから、全員、議員 11 名と議会局の書記 2 名、13 名が同じ車両に乗ってその話をしないと、別々だとおかしいわけだから、1 つの車両を決めていくんじゃないかということが想定されます。もう一つは、第 2 回目の場合は、米原から福井まで特急しらさぎ 53 号というのがあるんですが、それに乗って行って 1 時間ちょっとなんですけれども、これは 1 両であるからそこには当然乗っているだろうと。あと、東京駅から新横浜駅までの普通車両のグリーン車、これは 2 両あるんですけれども、これは指定券が要らないと。しかも当日でしか乗車ができないと、そのグリーン券の発売自体が。だから、新幹線とか在来特急のような列車番号を指定したり、予約でグリーン券を確保することが不可能である。そのグリーン券の料金が、精算書から読み取ると 780 円ということがあったんで、これは普通の券売機だと 1,100 円程度になっちゃうんですけれども、Suica グリーン券ということで交通系の IC カード、例えば Suica とか PASMO とか、それを 13 名全員が持っていて、構内の自動販売機で発売する形で 780 円になりますよと、外では買えないと。だから、全員が IC カードを持っていたのかと。しかも一人一人 13 人が、券売機 2 つ 3 つしかないんですけれども、そこで買ったのかというのが一番、こちらとすればどのようにしたのかなと。しかもその帰りで、行政視察の帰りで、たったの 25 分の間でどんな秘書的対応ができるのかというのが非常に大きな疑問だということを指摘しております。先ほども言いましたが、グリーン車に入るといのは、例えば普通車もそうなんですけれども、普通車の車両もそうなんですけれども、そこに立っているだけで、アテンダントが検札に来て、持っていなかったら 1,100 円分の徴収されちゃうんですよね。だから、鉄道営業法というのがきちっとありまして、誰しもがグリーン車に入れるわけでもない。席がなくても、立っていてもグリーン券が必要なんだというようなところが、今回の事実解明をする上で非常に重要なことなのかなというふうに思っております。

その結果、るる話をしましたが、損害額として算定をすれば、1 年間当たり 5 万 3,140 円、これが不正に取得したんじゃないのかというのが結論でございます。

その後、これの、措置請求書の後に追加証拠申出書を令和 6 年 5 月 8 日の期日までに一応提出しました。それについて、今から朗読いたします。

今回の立証の中で、措置請求書には書き切れなかったことがいっぱいあると。その後、いろいろ調査すると、非常に不透明な管理を行政視察においてやっているんじゃないのと。今回、こちらが提起した以外に、もうかれこれ毎年 2 回行政視察をしていて、特別委員会は毎年 1 回、運営委員会も毎年 1 回行っていると。議員 86 名が全員参加していて、年度大体 3,000 万プラスの経費がかかっていると。その中で、やはり行政視察をやる上では、その視察の結果の報告、そして市政への反映、特に他都市がどのような良いことをして、それを学ばなければいけないか、悪い欠点は何なのかを、それをスタディーするというのが一番重要なんです、それをやる上で、どうもそのやり方にちょっと問題があるんじゃないかなということ、追加証拠を提出してこちらの主張を補強しております。

まず、何を補強したいかといえば、特別車両乗車の、横浜市の例規とか内規、これとどういう整合性があるのかということと、その後、旅費に係る関係性、これは、財務会計を規定

する予算、決算、金銭会計規則、これの下につながるものなのですが、それがちゃんと履行しているのか、それに違反していることがないかということを取り上げたものです。特に今回は鉄道運賃のことをやっているの、鉄道運賃について指摘をしたいということ。あと、2番目に、旅費の支出。これは概算払なので、初めに受け取るときには旅行計画書が要るんですけども、その計画書が真正なものなのか。そして、旅行だから途中でいろんなことが起こると。それで、精算のときでその差異があるのか。それが本当に旅行計画書と、あと、履行確認後の精算書のペーパーとに違いがあるかどうかを検分したと。あと、議員情報、私が頂いた議員情報が、本当にグリーン車に乗っていたかどうかというものを、こちらサイドとしてその妥当性を検討したという3つに分かれております。

まず第1に、特別車両乗車の横浜市例規、内規との整合性ということで、これを見ますと、この会計規則の第130条の第1項第1号の概算払であると規定されております。これは、職員は悪いことをしないと。悪いことをしないから、あらかじめの計画書を認知して、それなりの先払いでお金を預けたというようなやり方であって、これは地方自治法の中でも認められていることで、それを受けて横浜市でもそういう条例、規則をつくって、旅費が職員に対して払えるものなんですよということで規定しているものです。

次に、131条の中に概算払の精算ということが規定されています。じゃああらかじめもらったものを履行確認した後、どのようなことをしなければいけないかということになると、やはり領収書を添えなければいけない。疎明資料を添えないと証明ができないということがきちっと書かれております。その条文の中で、交通費、鉄道運賃、宿泊料というものは、これは費用弁済という扱いになって、これは当然領収書の提出をしなければいけないものであると。そして、131条の第3項にある、精算残金があるときは、これは直ちに戻入しなければいけない。残金がゼロなのか、不足だったのか、自ら自腹を切ったのか、余ったお金があるのか、それがちゃんと精算のときに申告しているかというのが重要なことになります。運用の9番、3ページにあります。そこに、議員の弁償条例を見ますと、議員が職務のために出張したときは、費用弁償として旅費を支給するとなっているので、議員においても当然、領収書が必要であるという理解になります。職員にも当然、領収書が必要ということです。

3番目に、私が、非常に不透明な行政視察の資金のオペレーションをしているんじゃないかということで、議会局議事課に開示請求を打ちました。引用-10番にあります。鉄道代金の旅行代理店が発行した領収書等、そういう疎明物があるか。また、宿泊料があるかというのを開示請求を打ったところ、それが不開示になったと。その不開示の理由が、当該請求は、係る請求対象文書は、職員が個人的に取得した文書であって、組織が共用していないと。だからその文書がないという不開示理由でした。これは議員に対することです。もう一方、それじゃあ随行した人たちはどうなのかということで開示請求をしたところ、やはり随行員2名も領収書を、個人的には徴収したらいいんですけども、文書化していないと。これは、行政視察というのは純然とした公務であって、公的なものであって、会計規則からいってもその領収書というのは公のもので、個人の旅行ではないわけです。それがこういうよ

うな書き方をしていること自体が、この領収書を出したくない、例えば旅行会社の列車番号とか、グリーン車を使ったとか、そういうものを出したくないというのがあるのかなという疑いが、これを持っている。私が持ったところであります。

これを総括しますと、会計規則は完全に破っているなど。要するに精算をきちっとしていない。これは議員とか職員の経費の支出の特例ということで、地方公務員は悪いことをしないと、だから、ちゃんとやっているからということで、このお金を預けているわけなんですよ。それを、精算するべきところを隠しているということで、これはあまりにもいいかげんだな、というふうに思っているわけです。これは、上にも書いていますが、鉄道の料金もそうですけれども、宿泊料もそうなんです。両方ともないと。だから、お金を預けたけれども、本当にどれだけ何をどこで使ったかが分からないという状況になっています。

では、次に旅費に係る関係性ということを挙げております。これは、議員にとっては議員の旅費条例というのがあって、横浜市の旅費条例を準用すると。職員についても準用するとなっている。したがって、議員も議会局の職員も横浜市の旅費条例、これにのっとる必要があるよということが記載されております。引用-13、5ページ目にありますが、これは、国内旅行の旅費というのはどういうものがあるんですかということですが、鉄道費、運賃等々があって、日当と宿泊料、今回は運賃と日当、宿泊料、これが該当するのかなということです。鉄道賃が今、議論になっているわけで、それを検討しますと、同条第5号、第6条にグリーン車の規定があると。これは引用-14にありますけれども、第5号に、急行の料金とか、特別車両料金を払いますよと。6番にも特別車両料金を払いますよというのが記載されています。これは誰に払ってもいいかまでは書いていません。だから、こども青少年局の総務課長も受けられる可能性もあるんじゃないのと。教育委員会の■■■■総務課長も受けられることもあるんじゃないのというのが、これでは読み取れるわけです。あと、この条例だけだと実際の運用がなかなか難しいということで、総務局人事部労務課が旅費の運用の手引きというものを作っていて、実際、事細かなことを規定しております。それをガイドラインとして皆さんが運用しているわけです。グリーン車については議員の記載はないんですけれども、もともと議員の例証の中で特号扱いにしていると言っているのも、この特号というのは市長部局の市長と副市長に相当するものなんですけれども、議員については特号だからグリーン車に大手を振って乗れますよと。グリーン車及び、今はグランクラスとあって、それよりもさらに上級なものがあるんですけれども、これはJR東日本が北陸新幹線とか上越新幹線、あと東北新幹線、それにつけているものであって、これも使えろと。今回はそれを使ってないようなんですけれども、グリーン車を使ったというのが分かっております。

他局の随行員なんですけれども、これらに対して開示請求を打ったところ、運賃だけが領収書がなかったと。ところが、宿泊料はちゃんと領収書が2名から、こども青少年局と教育委員会のほうの2人とも宿泊料は出してきたと。それはおかしいんじゃないのかということで、課長補佐の総務課の係長に聞いたところ、これは議会局に手配を任せたんだと。だから、議会局が全部やっているから、領収書なるものはもらっていないんだということだったと。宿泊費はどうなのかということですが、これは旅行計画書なんかには、宿泊費の

ことは一言も書いていないと。そういうことがあって、宿泊費のほうはそれぞれのこども青少年・教育が、ちゃんと個々に精算をしたから持っているんだと。その宿泊費の宛名を見ると、ちゃんと公用であるというのが分かる課長名と名前が書いてあると。ちゃんとしたホテルの場合は前渡金管理者総務課長何々というところまできちっと書いている宿泊施設もありますと。じゃあ、今回はこども青少年のことをテーマに挙げたんですが、政策・総務・財政常任委員会、ここでも毎年2回やっていますけれども、それを検分してみますと、鉄道賃も宿泊料も全て領収書を出してきたと。だから、一番おかしいのは、なぜ議会局は鉄道の領収書、宿泊料の領収書も出していないのかと。こども青少年はこういう形になって、もし政策・総務・財政が議会局に鉄道賃の手配を頼まなければ、頼んだら、鉄道賃の領収書は持っていなかったと。政策・総務・財政のほうは議会局に頼まなかったから、自分たちで精算したから鉄道の領収書も持っているという理解になるわけです。

だから、この問題を考えると、一覧表の引用-17にあります、これをサマリーしたのがこれになっております。こども青少年・教育常任委員会は、鉄道に関しては、随行員含め、ほかの教育の随行員含め、領収書はなし。政策・総務・財政常任委員会、これでも議会局職員と随行員、議会局の随行員ね、それについての鉄道賃の領収書がないと。ところが、デジタル、政策、それぞれは全員それを出しているという問題がある。したがって、この議会局というところは、議員の領収書もなければ、議会局の職員の領収書もない。だから、不透明極まりないということになります。

そして、旅費の支出と精算書に見る不正、違法行為。これは何かといえば、概算払を受ける上では、旅行計画書なるものを出して、この行程でこれぐらいお金がかかりますよということを出して、それで、大枠でお金を出しますよと。それを見る限り、この一番初めにあるのが出張経路というのがありまして、起点はどこなのか、着点はどこなのか。行政視察は平日に行われるわけで、職員とすれば要出勤日なんです。だから、出勤場所、これは、教育委員会であれば14階、こども青少年は13階、議会局は7階に中区の執務室があるわけですが、そこにいるわけなんですけれども、そこが始点になりますよ、起点になりますよと。議員にとっては、横浜市の議事堂、ここが起点になりますよと。それで、視察が終わって帰ってくる時、それは、それぞれの議事堂と執務室になりますよというルールになっております。

それで、議会局議員及び職員の経路を見てみると、引用-19にあります、出発が横浜市内で新横浜と。帰りは京都市内から横浜市内なんです。じゃ、横浜市内のどこから出たんだと。桜木町なのか、自宅なのか、どこなんだと。帰ってきたのはどこなんだという問題になるわけです。それで、今回、情報提供いただいた議員じゃないほかの議員の方、行政視察も何回もやっている方なんです、その方に事情聴取したところ、新幹線の利用の場合は当然、勤務地に一番近い新幹線乗り場になるわけで、それは新横浜なんだと。そのときにはどこから出発しているのかと聞いたら、私たちは新横浜で自宅から行くんだと。自宅から行って、帰ってもらうところはどこで終わるんだと。新横浜駅でそこから自宅まで帰るんだと。そのときのお金はどうしているんだと。自腹なんだということなんです。じ

やあ、飛行機の場合はどうなんだといえ、羽田空港に現地で集合するんだと。羽田空港に帰ってきたら現地で解散するんだと。京急に乗って桜木町までは来ていないと。じゃ、その間、お金どうしているんだといえ、自腹だと。ただ、羽田空港に行く場合には、議員用の、市会用のバスがあると。バスを手配してもらったときだけは桜木町に行くんだということでした。そこからいくと、今回、議会局が出した概算請求のときの旅行計画書と、帰ってきた後のどこに戻ってきたかというのが曖昧漠然で、誰が何をどうやっているのか全く分からない、いいかげんな状況だということが今回分かったということです。

それで、議会局がいいかげんなのは今回分かったんですけども、教育の随行員はどうだったかといえ、それがきちっと書いてある。桜木町から新横浜まで行きましたよと。帰ってきたときも、新横浜から桜木町まで横浜線と根岸線を使って帰ってきましたよと、きちっと書いてある。教育の随行員の場合は、その支出内訳書のほうも、それを踏まえたきちっとした数字を書いている。もう一方、こども青少年の随行員の方は何が問題かといえ、桜木町から新横浜まで行ったのはいいんですけども、そのときに178円を請求していると。確かに横浜市の執務室まで来るには定期券が発行されているので、それで来るよねと。じゃあ、帰りに新横浜に行くときになぜこのお金が要るんだと。なぜかといえ、横浜市内発着の切符を持っているわけですよ。だから、桜木町からその切符を使えば、何も178円使わなくていいだろうと。帰りのほうもやっぱり178円使ったという形になっているわけね。帰りのほうも横浜市内までの切符なんだから、こんなお金、不正請求だよねというのが今回、これまた分かったと。ところが、第1回目のときはそうだったんですけども、第2回目については、ちゃんと精算していると。桜木町から新横浜までの1万3,200円、これはもう含んだ形なんですけれども。だから、こども青少年局の随行員というのは、1回はそういういいかげんな不正請求をしたという可能性があるなということですよ。

ただ、一つ、気をつけなければいけないのは、なぜこの人が第1回目の切符を、JRの乗車券を持っていなかったかということなんです。先ほどの議員の聴取の中で、新横浜で議会局の人が切符を手渡しするんだと。となれば、それも、178円自腹で行ったというのもうなずけるんです。だから、議会局の手配したJRの切符というものがどこで渡されたのかと。普通であれば、横浜市中区にある本庁の中で渡すのか、桜木町の駅で渡すのか、新横浜の駅で渡すのか、どこであったんだというのが、これも一つの不正な結果が分かったということです。それで、今の始点・終点の、起点・終点の問題が一応そういうクリアにしたかなと思います。

第2回目の北陸旅行、これについては、概算私の旅行計画書の中で、10月31日に香林坊から小立野というところにバスで行ったと。だから、小立野というところが石川県立図書館なんですよね、場所がある。その視察をする④の出張先というのが、これは11月1日であって、そこに行くのであれば11月1日に北越バスに乗らなければいけない。それを前日にわざわざ何で乗っているのと。こんないいかげんな旅行計画書なわけですよ。精算のときも同じようになっているわけね。普通であれば公的交通機関を使っているということでリーズナブルなんですけれども、11名及び随行員トータル15名が2泊3日で行くのであれば、少

し大きな荷物も持っている。そろそろ市営バスに乗るのかと。普通ならばタクシーで分乗したほうが早いと。だから、こういうインターネットの時代になっていて、簡単にバスがどこからどこまで出ているかということを出るんですけども、本来はこれは正直に書かなければいけないわけです、これ。要するに後精算のときに、当初は250円でやるべきだったんだけど、タクシーに乗りましたと。それで幾ら幾らですよと。しかも31日じゃないわけですよ、乗ったのが。なぜかといえば、31日にはホテルに泊まっているんですね。そのホテルはどこなのかといえば、こども青少年局と教育委員会が領収書を出しているんですけど、それを見ると、金沢駅の西口にあるホテルなんです。だから、そこに泊まっているはずだと。もしそうだとすると、31日には石川県の県庁あるいは金沢市の市議会がある香林坊付近から一旦、金沢駅まで戻らなきゃいけないわけ。そこで宿泊するわけね。次の日の11月1日に金沢駅から小立野までバスに乗っていくんだと。でないと、このルールに合わないわけですよ、これが。だから、この計画書自体もいいかげんなんですよ、これが。ただ、議員と議会局職員はほかのこども青少年局と教育とは違うホテルに泊まっているんだと言うのであれば、そうしたら、香林坊の周辺にある東急ホテルとか三井ガーデンとか、それなりのクラスのところに泊まったんだろうと。じゃ、その領収書をよこせと、こうなるわけですよ、こっちはね。そうしないと、この計画書自体も、精算書につけたこれも全部虚偽になっちゃうわけね。だから、全てがつじつまが合っていないわけね。領収書もない、あれもない、持っているけれども、今はあるかどうか分からないけれども、取ったけれどもないと。ただ、情報提供した議員からの情報からいくと、議会局の職員が、議員の分まで含めて全部精算しているんだと。議員は何に使ったのか分からないと。みんなまとめてやっていると。議員11名は、例えばお部屋の中でVODのビデオを見たりルームオーダーを取ったりして、それぞれまたプライスが変わるわけです、料金が。だから、一人一人の領収書が要るんだけど、どうもそれも取っていないと。だから、議員も何しているんだと。鉄道賃はそういうわけにいかないけど、宿泊というのが非常に重要なんですけど、それがどうもいいかげんだなというのが、今回この開示請求等々をして分かったことであります。

その、今のお話の中の、13ページにも書いていますが、アマウントが出ていますけれどもそうっております。あと、グリーン車の同乗の妥当性なんですけれども、確かに現場確認として一旦は乗っていなかったというのはもらいましたと。本当にそれがどうかというのが分かるのは、やはり領収書の中で旅行会社が出した新幹線の号数名とか、あと、グリーン車を払ったかどうかの領収書があればいいわけで、それを隠していれば、それは分からない。ただ、乗ったとするならば、議員が乗るグリーン車に同時に乗るわけです。だから、議員さんが私に提供して下さったことは、間違いがないかと。同じグリーン車の入り口から乗るわけだから、その人とこども青少年局の人と取り間違えうわけがないよねと。それも何回も乗っているわけですよ、グリーン車にね。だから、そのAという議員は、私のほうに正しいインフォメーションを送ってくれたんだなという理解をしております。

こういうことと、あともう一つは、議会局随行員がグリーン車に乗ってもいいよということに乗っているんですけども、当然この、それぞれのグリーン車、これだけいっぱい乗っ

ているわけだから、11人の議員さんもそれは現認しているだろうということです。あと、どれだけ今まで行政視察したかというのが引用-34にありますけれども、これだけ乗っていて常任委員会だけが秘書的業務ということでグリーン車を使っていると。ところが、特別委員会、これもかなりいっぱいやっているんですよ。そのときには、議会局の職員は随行していないと。そうしたら、秘書的業務をしなくてもいいのかと、議員任せでいいのかいと、議員一人で全部コントロールできるのかという疑問になるわけです。だから、常任委員会するときだけ秘書的業務であってグリーン車に乗ると。じゃあ、ほかのやつはやらなくてもいいのか。そして、飛行機の場合もビジネスクラスに乗っているわけじゃないと。同じ格安の一般客と乗っているわけね。だから、そういうことからいくと、かなり今回の経理不正はあるなという理解、考えています。

最終的になぜこういうことを起こしたかということなんですが、引用-36にあります。が、関西旅行のところを御覧になれば分かるんですけども、特号の方と一般職の随行員の場合では、かなり支給額に違いがあると。宿泊料でも1泊5,500円違う。そういうこともあって、グリーン料金で穴埋めしたんじゃないのかと。そういうことの疑いも当然あるわけです。実際、先ほど申しました総務局の前渡金の管理者、あと、議員の代表、代理人、これが画策してこういうことをしたのではないかというのが最終的な結論でございます。あと、代表監査委員会から資料提供があったものと、あと上申書、それについてはよく御覧になれば分かるんですけども、どうも議員のほうも、こちらがこの住民監査請求を打つよということとを挨拶で情報を流したんですが、その後すぐに議会局のほうに問合せをして、後になって、見間違えたかもしれないとかどうたらこうたらになったと。そういうことがあって、上申書のほうに、その証言の流れがどう変遷したかというものを書いてございます。議員としても、やはり立場上、内部通報をしたということが嫌なのかなというようなこともあって、そういう言い訳になったのかなと。あと……

○藤野代表監査委員 すみません、発言の途中でですけども、残り5分です。

○請求人 あと5分ありますよ。見ながらやっていますから。そういうこともあって、議員の証言が、一番初めに私が聴取した内容、それが一番正しいんだろうなど。なぜかといえば、3月28日にわざわざ議会局にね、電話をかけて聞いているんですよ。そこで、いや、こども青少年局と教育委員会はグリーン車には乗らないやり方で、議会局の随行員は乗るんだよというインフォメーションを入れたと。こちらはそれは十分承知しているわけで、わざわざこちらの設問には、議会局の議事課の方と調査課の2名、これが乗っていたか乗っていないかというのを聞いているわけです。それに対してきちっとした応答をしているわけであって、だから、議員の最初の聴取の証言は真正なものだという理解しております。

るるりましたが、ぜひそれを反映して裁決お願いいたします。以上。

○藤野代表監査委員 よろしいでしょうか。それでは……

○請求人 そちらから質問ないの？

○藤野代表監査委員 いや、こちらから請求人の陳述について各委員から御質問等ございましたらお願いいたします。前田委員。

○前田監査委員 監査委員からお伺いします。令和6年5月8日付上申書、先ほどちょっとお話しになった上申書の3ページの(6)の中に「地方自治法では、監査委員に、監査請求人に対する資料、証拠を提出させる権限はありません」と書いてあります。

○■■■請求人 はい。書いています。

○前田監査委員 今でもそのようなお考えですか。

○■■■請求人 これは、関係人というのはどういう範囲があるのかというのが一つあります。関係人の中で、請求人が関係人に含まれるのか、参考人あるいは当事者それ以外にも入るのか。今回の場合は、監査委員のほうから、例えば私だけじゃなくて議員からこういう情報があったんだということがあれば、残りの議員11名の中のほかの10名に、こういうことがあったんですがどうですかということを、199条の第8項に基づいてそれぞれヒアリングをしてやっていけばいいと。ただ、その中で個人情報の問題だとか、その人の立ち位置とかいろいろあって、それは協力の要請を断ることも可能であると。権限があったとしても、その反応はどうするかは、それぞれ個人に委ねられるのは、公益通報保護法並びに個人情報保護法に基づいて動いているわけですから、地方自治法199条があるからといって強制的にやることはできないという理解でございます。

○前田監査委員 そうしますと、「権限はありません」という表現は誤りになりますか。

○■■■請求人 権限はあります。権限という書き方がよくなかった可能性はあります。ただ、それは協力要請だと思います。だから、今回のほうも「提出の協力をお願いします」と書いてあったんですよ。代表監査委員の監監のレターを読みますと、49号の中で「御協力くださいますようお願いいたします」とあったわけですね。だから、本質的には、199条の8項を使って関係人の中で請求人もそれが含まれるんだと。だから、そのまず初めの解釈があるんですよ。請求人、参考人、いろんなケースがありますよね。だから、その法解釈は……これは行政不服審査法にもみんな関係するんですよ。だから、地方自治法だけではない。ただ、権限という言葉がよかったかどうかというのは、ちょっと微妙かもしれない。権限は、あることはあるけれども、それはそれぞれの判断で変えられるという意味ですね。よろしいですか。

○前田監査委員 はい。次の質問に行きます。

○■■■請求人 前田委員のほうは弁護士さんでおられるわけですけども……

○藤野代表監査委員 御質問はできません。

○■■■請求人 おお、できないの。

○前田監査委員 こちらが質問していますので、よろしくお願いします。

○■■■請求人 はい。どうぞ。

○前田監査委員 上申書4ページの(8)囲みの中の末尾のほうに「従って 却下を打ってもらおうと考えております」と書いてありますが、これはどういう趣旨でしょうか。

○■■■請求人 これは、今のところ、今回は陳述会をすることになりましたと。だから、その場合は、今回の結果に対して陳述棄却して、陳述はしたけれども、実施をしたけれども、その内容によっては却下にもなり得るという意味なんです。勧告と却下と棄却の3つの類型

があるんですけども、陳述会をやるということは実施したと。要するに、こちらの住民監査請求の内容を、要件審査をしてオーケーだと思ったと。ところが、あとの情報をそちらのほうが関係局とかいろいろやりながら聞いた結果、これは棄却じゃなくて却下にするということも可能だろうという意味で書いたわけです。

○前田監査委員 あともう一つですが、上申書第5ページの(13)この囲みの中で、「議員といえど——そのまま読んでいます——当事者の許可なく証拠書類とするのは、証拠能力として疑義が生じると思いますよ」と書いてありますが、その理由は何ですか。

○■■■■請求人 それは相手方が書いたものです。そのA議員が書いたものなんです。これは私が書いたものじゃないんです。

○前田監査委員 分かりました。結構です。

○藤野代表監査委員 よろしいでしょうか。ほかに御質問等ございますか。

それでは、ほかに質問もないようですので、以上で請求人の陳述の聴取を終わります。

続きまして、関係局職員の陳述の聴取に移るために、事務局はウェブカメラの向きを関係局の職員側に動かし、請求人に対して、先にメールで送付している見解書のデータのパスワードを示してください。皆様、しばらくお待ちください。

[ウェブカメラ移動]

○藤野代表監査委員 請求人は見解書を開けたでしょうか。

○■■■■請求人 今、入れますから。はい。開けました。

○藤野代表監査委員 大丈夫ですか。それでは、事務局はパスワードを示した紙を外してください。

それでは、関係局職員の陳述の聴取を始めます。関係局の職員は、所属、職名及び氏名を述べた上で、本件監査請求に関する見解を簡潔明瞭に陳述してください。それでは、陳述を進めてください。

○本多陳述人 では、よろしくお願いいたします。私は議会局政策調査等担当部長の本多と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○■■■■請求人 あの、氏名なんで、下の名前もお願いします。今、氏名とおっしゃったんで、代表監査委員が。だから、名字だけじゃなくて、氏名でお願いします。

○藤野代表監査委員 はい。

○本多陳述人 私は議会局政策調査等担当部長の本多修と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○■■■■請求人 はい、よろしくお願いいたします。

○本多陳述人 本日は、私を含めまして5名の関係職員を出席させていただいておりますので、一人ずつ紹介させていただきます。

○藤野代表監査委員 はい、よろしくお願いいたします。

○■■■■請求人 はい。

○金川陳述人 議事課長の金川守と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○■■■■請求人 はい、お願いします。

○鈴木陳述人 議事課調整等担当課長の鈴木慶と申します。よろしくお願いします。

○■■■■請求人 はい。

○米田陳述人 議事課委員会等担当係長の米田一貴と申します。よろしくお願いします。

○■■■■請求人 はい。

○水石陳述人 議事課委員会等担当係長の水石邦男と申します。よろしくお願いいたします。

○■■■■請求人 はい、よろしくお願いします。

○藤野代表監査委員 それでは、関係局職員は陳述を始めてください。

○本多陳述人 はい。陳述を始めます前に一言申し上げます。議会局におきましては、今回の住民監査請求で指摘を受けた、行政視察における該当職員2名の旅費精算について点検を行いましたところ、精算内容に誤りがあることが判明いたしました。この誤りにつきましては、既に旅費の戻入を行うとともに、正しく精算の処理を行いました。あわせて、事務処理ミスとして総務局コンプライアンス推進課に報告をいたしましたところでございます。今後このような事務処理ミスが起きないように、再発防止に努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

この誤りの内容を含めた形で見解書を用意いたしましたので、それを読み上げる形で御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。見解書を御覧ください。

見解書。令和6年5月8日、議会局。

1、結論でございますが、行政視察における議会局書記の旅費請求に関する措置請求につき、5万3,140円のうち8,550円分については却下し、残部については棄却するとの監査結果の決定を求めるところでございます。

2、行政視察における旅費の支給についてでございますが、(1)横浜市会職員旅費条例は、「横浜市会の職員に係る旅費に関しては、横浜市旅費条例を準用する。」と規定しています。

(2)横浜市旅費条例、以下、条例といたします。第1条で「本市職員その他の者で、公務のため旅行するときは、別に定めるもののほか、この条例の定めるところにより、旅費を支給する。」とし、第5条で「鉄道賃は鉄道又は軌道旅行に、船賃は水路旅行に、航空賃は航空旅行に、車賃は陸路旅行にこれを支給する。」としています。

そして、条例第6条本文で「鉄道賃は、次の各号に従い、旅客運賃——以下、本条において「運賃」といいますが、急行料金及び特別車両料金——これらのものに対する通行税を含みます——並びに座席指定料金によりこれを計算する。」とし、第3号で「運賃の等級を設けない線路による場合においては、その乗車による運賃」とし、第5号で「第3号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金」としています。

(3)旅費の具体的な支給基準については、総務局労務課が定めます「旅費取扱いの手引き」——以下「手引き」といいます——において定められており、特別車両料金については「グリーン車・グランクラス等特別車両の料金。市長及び副市長及び公務上の必要その他特

別の事情のある者が旅行をする場合を除き、支給することはできません。」としています。市会議員については、市長及び副市長と同等に取り扱うこととされており、公務上の必要があるため、市会議員に対しては特別車両料金を支給することとしています。

(4) 書記は、市会議員と打合せや関係先との連絡調整という秘書的業務を行う必要があることから、市会議員と同一車両に乗車する必要があります。そのため、行政視察における書記に対する鉄道賃は、市会議員と同等の鉄道賃を支給する必要があります。公務上の必要があるとして、特別車両料金を支給することとしています。

(5) 旅費の請求については、座席を予約する必要がある部分については市会議員の分を含めて議会局の書記が購入しており、事前に代金を支払う必要があるため、横浜市予算、決算及び金銭会計規則第124条第1項第4号の2により資金前渡としており、第130条第1号により概算払によっています。概算払を受けた場合の旅費の精算については、同規則第131条本文により、精算残金のあるとき、及び局長が必要と認める場合のほかは、横浜市職員服務規程第6条第2項の規定による復命をもって精算に代えることができるとされています。また、手引きにおいて、「ア 精算残金があるとき」、「イ 航空機を利用したとき」、「ウ 宿泊料を支給したとき」は、復命書とは別に、概算払金の精算に係る報告書を作成し、精算を行うこととされています。

3、本件における旅費の支給についてでございますが、令和5年7月4日から同月6日までの神戸市等への子ども青少年・教育委員会——以下「委員会」といいますが——の行政視察——以下「第1回目行政視察」といいますが——は、同月4日にJR新横浜で集合し、新幹線にて新横浜駅から新神戸駅へと向かいました。6日は、JR京都駅から新横浜駅まで新幹線に乗車いたしました。新幹線での移動の際、書記は、委員とともにグリーン車に乗車しました。

(2) 令和5年10月30日から同年11月1日までの福井市等への委員会の行政視察——以下「第2回目行政視察」といいます——は、同年10月30日にJR新横浜駅で集合し、新幹線にて新横浜駅から米原駅へ向かい、米原駅から福井駅までは特急に乗車いたしました。同月31日は、JR福井駅から金沢駅まで特急に乗車しました。同年11月1日は、JR金沢駅から東京駅まで新幹線に乗車いたしました。新幹線及び特急での移動の際、書記は委員とともにグリーン車に乗車いたしました。東京駅から横浜駅までは普通電車のグリーン車に乗車する予定でした。

4、旅費の支出の適法性についてですが、(1) 行政視察の旅費のうち、鉄道賃の算定については、書記は、議員と打合せや関係先との連絡調整という秘書的業務を行う必要があることから、議員と同じ車両に乗車する必要があります。そのため、議員がグリーン車に乗車することが認められていることに応じて、書記もグリーン車に乗車することが認められています。

(2) 第1回目行政視察においては、書記は、令和5年7月4日のJR新横浜駅から新神戸駅まで、及び同月6日のJR京都駅から新横浜駅までの新幹線の乗車において、議員と同一の車両に乗車する必要がありました。そのため、この間のグリーン車を利用したことは、

適法かつ正当であります。

(3) 第2回目行政視察においては、書記は、同年10月30日のJR新横浜駅から米原駅までの新幹線の乗車、及び米原駅から福井駅までの特急の乗車、同月31日のJR福井駅から金沢駅までの特急の乗車並びに同年11月1日のJR金沢駅から東京駅までの新幹線の乗車において、議員と同一の車両に乗車する必要がありました。このため、この間のグリーン車を利用したことは、適法かつ正当です。

(4) 同日のJR東京駅から横浜駅までの区間においても議員と同行する予定でしたが、参加者が各自で電車を利用して議会棟まで戻ってくることとしたため、実際には、東京駅から横浜駅までの行程についてはグリーン車を利用しませんでした。また、書記2名のうち1名は、視察先に忘れ物を取りに戻ったため、金沢駅から東京駅までの区間は、議員とは別の車両に乗車していました。そこで、これらについては、書記と議員とは別の車両に乗車しており、グリーン車を利用する公務上の必要性を欠くこととなり、特別車両料金を支給することは適当でないと考えられるため、既にこれらの部分に相当する額8,550円は旅費の精算をやり直し、書記から戻入いたしました。

(5) 請求人は、行政視察第1回、第2回を行った議員に聴取したところ、議会局随行者はグリーン車両で見かけなかったと書面で回答があったとしていますが、上記(1)のとおり、書記は議員との打合せや関係先との連絡調整の秘書的業務を担っているため、議員と同じ車両に乗車しています。

(6) 以上のとおり、書記による概算払の旅費に関する措置請求につき、5万3,140円のうち8,550円分については、既に戻入されており、住民監査請求の対象とならないため却下し、残部については、請求人の主張には理由がないため、棄却するとした監査結果の決定を求めます。

見解書の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○藤野代表監査委員 それでは、関係局の陳述が終了しましたので、ウェブカメラを動かします。皆様、しばらくお待ちください。

[ウェブカメラ移動]

○藤野代表監査委員 では、関係局の職員の陳述について、各委員から御質問がございましたらお願いします。前田委員。

○前田監査委員 先ほどの見解書3ページの4行目についてお伺いします。「視察先に忘れ物を取りに戻った」と書いてありますが、まず、視察先というのはどこですか。

○藤野代表監査委員 はい、どうぞ。

○本多陳述人 視察先と申しますのは、直前の視察先でありました石川県立図書館でございます。

○前田監査委員 それから、その忘れ物というのは、誰のどのようなものでしょうか。

○本多陳述人 忘れ物につきましては、職員のICレコーダーでございます。

○前田監査委員 同じく見解書3ページの8行目、ここに「既にこれらの部分に相当する額8,550円は旅費の精算をやり直し、書記から戻入しました」と書いてあります。まず、この

既にというのはいつでしょうか。

○本多陳述人 今月の7日でございます。

○前田監査委員 今月の7日ということは、請求人から本件請求があった後の話ですか。

○本多陳述人 そのとおりです。

○前田監査委員 会計規則 131 条第 3 項によると、戻入する時期は「直ちに」にもかかわらず、約半年近く遅れた理由は何ですか。

○本多陳述人 今回のこの件を機に点検した結果、今回の戻入事項が分かったということで、5月7日ですけれども戻入をさせていただいたところでございます。

○前田監査委員 今までの運用として、この「直ちに」というのは何日間ぐらいを考えていましたか。

○本多陳述人 7日以内でございます。

○前田監査委員 そうすると、半年以上かかった理由は何ですか。

○本多陳述人 精算自体は7日以内に一度行ってございますが、今回の件で点検した結果、再度、精算の必要性が生じたということで、精算を再度やらせていただいたところでございます。

○前田監査委員 本件請求がなければ、精算が行われなかった可能性があったということですか。

○本多陳述人 それは否定できません。

○前田監査委員 それから、ここにある 8,550 円の根拠は何ですか。

○本多陳述人 戻入した 8,550 円の内訳でございますが、まず、金沢－東京間の書記 1 名のグリーン料金 6,990 円、それから、東京－横浜間の東海道線のグリーン料金 780 円の 2 人分 1,560 円でございます。

○前田監査委員 以上です。

○藤野代表監査委員 ほかに御質問等ございますか。

よろしいでしょうか。それでは、ほかに質問等ないようですので、以上で関係職員の陳述の聴取は終了といたします。また、今後、監査を行う上で必要な事項について、関係職員に対して書面の提出をお願いすることもありますので、よろしくお願いいたします。またウェブカメラを動かしますので、皆様、しばらくお待ちください。

[ウェブカメラ移動]

○藤野代表監査委員 それでは、最初に申し上げましたとおり、請求人はただいまの関係職員の陳述内容について、5分以内で意見を表明することができます。請求人は意見表明を希望されますか。

○■■■請求人 ええ。希望しますよ。

○藤野代表監査委員 それでは、意見表明、5分を過ぎましたらお声かけさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、質問はできません。以上です。よろしくお願いいたします。

○■■■請求人 見解書への意見なんです、見解書の前半、1ページ半ぐらいは、こちらが

追加証拠届出書に書いたとおりのことが書いてあって、分かっております。ただ、詳細について、質問もできないということもありますので意見として言いますと、忘れ物をした方が780円が2名分というので戻入をしたと。あと、今回忘れ物をした、ICレコーダーを忘れ物したということに対して、2人がそれを取りに行ったのかと。1人だけだったのかと。要するに2人いるわけですよね、議会局の随行人が。2人とも行くことないよねと。1人でいいでしょと。そうすると、8000 幾らの中身がよく分からないんですけども、1人で取りに行かせれば済むよねと。普通ならば。だから、JRの東海道本線のやつも780円だけで済むだろうと。何で2人で行ったんだというのも、これが不思議だなと思って今、感じております。ICレコーダーなんてぼっとポケットに入れれば済むわけだし、電話をかけて、ありますよと言って取りに行くか、あとは郵送で送ってもらえばいいわけだからね。今回だけそのやつを取り上げられましたけれども、実際、この秘書的業務に対して書いたものがあるのかと。こちらのほうが聞いたのは口だけであって書いたものがなかったんですよ。だから、その書いたものが必要だなという意見があります。要するに定型化しなければ、あるとき思いついてやっちゃっている可能性もあるし、いつからそういう随行のときにはグリーンを使うことになったんだと。いつからグリーンクラスを使うようになったんだと。グランクラスね。これは、東海道新幹線じゃなくて、JR東海の新幹線にはグランクラスがないんですよ。これはワンランク上のやつで、お弁当までついてすばらしいやつなのね。これは社長様が乗っても乗らないぐらいの非常にすばらしい新幹線であって。だから、普通の議員含めて15名がグランクラスに乗るというのもあり得ないかと。あそこは18席ぐらいしかないんですよ。だから、横浜市が行政視察に行って、新幹線を使ってグランクラスをいっぱい乗りますよといったら、これは日本全国的なスキャンダルじゃないけどあれになるなと思いがながら今お聞きしているんです。グリーン車ぐらいだったら、普通、皆使ってグリーン車のほうが先に埋まっちゃうんですけども、グランクラスというのはなかなかそうはいかない。というのが感想であって、ディテールがよく分からないなという印象があるので、別途、こちらのほうも意見書を書面で提出いたします。

○藤野代表監査委員 そろそろ……。

○請求人 書面の場合、Eメールでいいですか。

○藤野代表監査委員 書面につきましては、5月17日金曜日。

○請求人 金曜日ね。

○藤野代表監査委員 はい。事務局宛てに持参または郵送で提出してください。

○請求人 ということは、電子では駄目なんでしたっけ。

○藤野代表監査委員 ええ。郵送または持参をお願いします。

○請求人 今どきもうあれになっているんでね。みんなテレワークなんかでもやっていますんでね。総務省のほうもそういう指導をしているからね。

○藤野代表監査委員 ちょっと今のところはそのように。

○請求人 今のところはいいよ。オーケー。

○藤野代表監査委員 それでは、これもちまして住民監査請求に係る陳述の聴取を終了と

いたします。皆様、どうもお疲れさまでした。

○■■■■請求人 どうもありがとうございました。

○藤野代表監査委員 ウェブ会議システムを終了させていただきます。また、皆様には御退室いただいて結構です。監査委員の皆様はそのままお残りください。以上です。

[請求人・関係局の職員・記録者退室]

別添3

関係職員の陳述の一部訂正

(訂正後の発言要旨)

概算払の精算残金がある場合は、直ちに、これを戻入しなければならないとされています。議事課においては、内部の事務処理の目標として、なるべく7日以内に戻入を行うよう、職員に指導しています。

また、概算払を受けた者は、概算払金精算書を作成し、領収書等を添え、用件を終了した日の翌日から起算して30日以内に局長に提出することとされています。

令和6年5月13日

横浜市代表監査委員
藤野 次雄 殿



請求人
[Redacted]

意見書

住民監査請求（横浜市職員措置請求書）（令和6年3月27日受付）に監査対象機関 議会局が提出した見解書（令和6年5月8日付）に対し意見書を提出する。

記

第1 意見書総括

- 1 見解書の形式審査をすると決裁権者たる横浜市議会議長の裁可を受けておらず、手続きに瑕疵がある。
- 2 見解の正当性を裏付ける物的証拠を示す資料の添付も何らなく、机上で作成した作文である。
- 3 戻入したグリーン料金の妥当性が疑問である。
- 4 A議員の情報提供「グリーン車に未乗車」に証拠能力がある。
- 5 議会局には、現に特急指定席券・グリーン券を予約した領収書を所持している。

監査請求の疑念を払拭するには、それを公開すれば足りることである。

- 6 見解書は、監査委員の事実認定の誤認を誘う、横浜市住民監査制度を愚弄するものである。

第2 見解書への意見

1 見解書の形式審査

(1) 行政文書検索システムにより2024年5月11日に状況を確認した。

ア 見解書は令和6年5月8日付けであり、10日に陳述会で提示されたが、横浜市行政文書管理規則、横浜市行政文書取扱規程に明らかに違反している。

イ 最新の公開のものは、令和4年10月20日付け議会局市会事務部秘書広報課保有の文書である。

遅くとも令和6年5月8日の供覧・決裁完了が必要であるが、その記録はない。

引用－1 監査対象局 議会局の見解書の供覧・決裁

検索結果			
文書名をクリックするとリンクが作成され、文書の詳細情報を見ることができます。			
1.	文書件名： 住民監査請求に係る見解書の提出について		
作成年度：	令和4年	文書番号：	議政局378号
		文書保有課：	議会局市会事務局秘書広報課
保存期間：	3年	供覧・決裁完了年月日：	令和4年06月20日
1 / 1頁 (1件)	表示頁	1頁	表示件数
		10件	

- ウ 請求人が過去に行った住民監査請求で陳述会を行った際の見解書は、監査対象局の全てで供覧・決裁を完了したものを提出している。

引用－2 監査対象局 総務局提出日1月19日付

検索結果			
文書名をクリックするとリンクが作成され、文書の詳細情報を見ることができます。			
1.	文書件名： 住民監査請求に基づく監査に係る見解書について		
作成年度：	令和4年	文書番号：	総務局660号
		文書保有課：	総務局総務部法制課
保存期間：	5年	供覧・決裁完了年月日：	令和5年01月18日

引用－3 監査対象局 市民局提出日3月13日付、4月18日付

検索結果			
文書名をクリックするとリンクが作成され、文書の詳細情報を見ることができます。			
1.	文書件名： 住民監査請求に基づく監査に係る見解書について		
作成年度：	令和5年	文書番号：	市民情報164号
		文書保有課：	市民局市民情報部市民情報課
保存期間：	3年	供覧・決裁完了年月日：	令和5年04月17日
2.	文書件名： 住民監査請求に基づく監査に係る見解書について		
作成年度：	令和4年	文書番号：	市民情報2599号
		文書保有課：	市民局市民情報部市民情報課
保存期間：	10年	供覧・決裁完了年月日：	令和5年03月10日

引用－4 監査対象局 医療局提出日5月1日

検索結果			
文書名をクリックするとリンクが作成され、文書の詳細情報を見ることができます。			
1.	文書件名： 住民監査請求に基づく監査に係る見解書について		
作成年度：	令和5年	文書番号：	医療局69号
		文書保有課：	医療局医療部総務課
保存期間：	3年	供覧・決裁完了年月日：	令和5年05月01日
1 / 1頁 (1件)	表示頁	1頁	表示件数
		20件	

2 内容の検分

(1) 見解書2頁 3 本件における旅費の支給について (1)のくだり

ア 見解書(抜粋)

(1) 令和5年7月4日から同月6日までの神戸市等への子ども青少年・教育委員会(以下「委員会」という。)の行政視察(以下「第1回目行政視察」という。)は、同月4日にJR新横浜駅で集合し、新幹線にて新横浜駅から新神戸駅へと向かいました。6日は、JR京都駅から新横浜駅まで新幹線に乗車しました。新幹線での移動の際、書記は、委員とともにグリーン車に乗車しました。

イ 請求人意見

(ア) 住民監査請求(以下「本件請求」という。)7頁2前段事実の評価(2)

- a 「行政視察第1回、第2回を行った議員に聴取したところ、議会局随行者は、グリーン車両で見かけなかったと書面で回答があった。」に対して、代表監査委員から監監第49号令和6年4月17日付けにて、請求人に資料提出の協力依頼があり、それへの回答及び上申書を提出した。
- b 同視察に同行した議員(以下「A議員」という。)の情報提供について、以下のとおり回答した。
本名アカウントを使用しているA議員とは、短文投稿サイトによる情報交換である。

引用-5 請求人からA議員への設問

2023年7月31日
市議
常任委員会の行政視察(夏)お疲れさまでした
お尋ねがございます
1 議会局書記(議事課や政策調査課)は随行していましたか?
2 彼らは新幹線でグリーン車に乗り、車中で議員に随行しておりましたか?
3 鉄道利用及び宿泊の領収書を精算時に提出されましたか?
お教えをお願いします

引用-6 A議員からの返信

2023年7月31日
返信先: さん
お疲れ様です。
横浜市政への監視をありがとうございます。
ご質問にお答えします。
1、議会局2名、子ども局・教育委員会各1名、計4名の職員が随行。
2、職員はグリーンに乗っていません。
3、鉄道・宿泊ともに個人々人では会計しておらず書記がまとめて行っているため、私自身は扱っていません。

(イ) 検討

- a 請求人は、開示請求により、議会局随行者は、鉄道旅行の場合、特号随行者としてグリーン車に乗車すると予め知っており、設問に議会局書記(

議事課、政策調査課)と他局の随行者とは別として明示している。

- b A議員は、それを承知でグリーン車に乗っていないと明快に返信。
- c 見解書のとおりJR新横浜駅で集合し、そこで議員らの代理人たる議会局総務課 [REDACTED] 課長が手配した乗車券及びグリーン券付き特急指定券を課長から託けられた議会局随行員が手渡している。
- d 見解書では議会局随行員もグリーン券を所持していると主張しているが、新幹線のグリーン車両(3両)のいずれかの同じ車両の出入扉から議員と共に乗り込んでおり、A議員は、請求人の設問である議会局随行員を、出発時に、同乗を現認できる状態と言える。
他局随行員は課長職であるが、普通指定席を利用しており、別の車両に乗り込む訳であり、議会局随行員と見間違えることは考えられない。
- e 新幹線で移動中、同じグリーン車両内で片道約2時間、議会局随行員は、秘書的業務とやらの公務を執行しており、他局随行員と見間違えることは到底考えられない。
- f 7月31日時点では、住民監査請求の対象になるとは、A議員は全く知らないことであり、この返信は実直なもので信憑性は高いと考えられる。

小括

- 1 A議員の情報提供の信憑性がすこぶる高い。
- 2 他方、見解書では、グリーン車に乗車したと記載しているだけであって、それを証する新幹線指定席・グリーン券の予約にかかる領収書等の疎明物の添付資料は一切なく、その主張を裏付ける物的証拠は、何ら無い。
従って、A議員の目撃証言に真正性があり、証拠能力があるから、それを採用するべきである。

(2) 見解書2頁 3 本件における旅費の支給について (2) のくだけり

ア 見解書(抜粋)

(2) 令和5年10月30日から同年11月1日までの福井市等への委員会の行政視察(以下「第2回目行政視察」という。)は、同年10月30日にJR新横浜駅で集合し、新幹線にて新横浜駅から米原駅へ向かい、米原駅から福井駅までは特急に乗車しました。同月31日は、JR福井駅から金沢駅まで特急に乗車しました。同年11月1日は、JR金沢駅から東京駅まで新幹線に乗車しました。新幹線及び特急での移動の際、書記は、委員とともにグリーン車に乗車しました。東京駅から横浜駅までは、普通電車のグリーン車に乗車する予定でした。

イ 請求人意見

(ア) A議員からの情報提供は以下である。

請求人は、第1回令和5年7月4日から月日が経ているので、前回の返信の確認と共に、議会局から随行した書記2名と明示して、他局の随行員を識別した設問を行い、情報提供者 A議員に短文投稿サイトで投稿した。

引用-7 請求人からA議員への設問

おはようございます。

能登地震募金活動やら急な事案もありお忙しいことと存じます。さて行政視察（石川・福井）のことです。議会局から随行した書記2名ですが東海道、北陸新幹線、在来線米原福井、福井金沢、東京横浜のグリーン車に乗車していたでしょうか？
前回の神戸大阪の時も、グリーン車に乗車していたとのこと連絡いただき承知し

ております。ご多用のところ恐縮ですが、ご教示お願いいたします。

2024年1月9日 午前 10:41・既読

引用-8 A議員からの返信

お疲れ様です。

この度も、職員らはグリーンに乗っていませんでした。

2024年1月9日 午前 11:34

(イ) 検討

- a (1) 検討と同じくA議員は、この情報が住民監査請求の対象となることは全く想定しておらず、実直に返信したと考えられる。
- b 他方、見解書では議会局随行員は、グリーン車に乗車したと主張しているものの、それを証する領収書等の疎明資料も添付しておらず、単なる作文と考える。

(3) 見解書2頁、3頁 4 旅費の支出の適法性について (4) のくだけり

ア 見解書(抜粋その1)

(4) 同日のJR東京駅から横浜駅までの区間においても、委員と同行する予定でしたが、参加者が各自で電車を利用して議会棟まで戻ってくることをしたため、実際には東京駅から横浜駅までの行程については、グリーン車を利用しませんでした。

イ 請求人意見

(ア) 総務局人事部労務課が発行している「旅費取扱いの手引き」(以下「手引き」という。)は、旅費についての実務上の指針(ガイドライン)として運用している。

(イ) 検討

- a 手引き2出張経路についての定義のとおり、議員及び市会随行員、他局随行員の勤務場所は、中区本町に所在する横浜市議事堂、執務室である。そうすると、見解書2頁 3 本件における旅費の支給について (1)で見解した、JR新横浜駅での集合は、起点の定義から違反行為である。

引用-9 手引き2出張経路

2. 出張経路について

(1) 経路及び着点
職員の出発場所を出張経路における起点及び着点とします。

(2) 出張経路の基本的な考え方
① 別に説明する方針により算定する基準額を上限として、職員が実際に利用した経路（乗車の乗車場所を起点及び着点とする。）における旅費を支給します。
② 個別具体的な事情により、基準額以下の旅費で業務・出張の目的を達成することが明確である場合、労務担当課及び総務担当課と事前に調整の上で、基準額を超える旅費を支給することがあります。
③ 下記の請求（実際に使った経路が実際であったにもかかわらず、旅費に何らかの修正を請求して承認を申請に受ける。）については、取扱いを致しません。

一定の基準を超える旅費については、労務担当課及び総務担当課と事前に調整の上で、個別具体的な事情に基づいて旅費の基準額により旅費を支給すること。

一定の基準による金額以下であれば、請求どおり支給（上限あり）。

- b 議会局随行員は、日程は要出勤日である平日であることからして、自宅から勤務場所である中区本町の市役所7階執務室に8時30分までに、支給されている定期券を使い執務室まで出勤し、その際、出退勤時刻を証明するため、本人に交付されているIC機能付き名札兼職員証を出退勤記録カードリーダーにかざして記録している。

出勤直後の出発時は、執務室を8時30分以降に速やかに退勤し、最寄り駅の桜木町駅に赴いたと史料される。

- c 視察を終えての着点も同じく勤務場所であり、17時15分までには、執務室に出勤と同じ出退勤管理を行っているはずである。（引用-10）
- d 議会局としては、出退勤管理簿の資料提出をし、職員の存在証明をするべきである。

出退勤管理簿を入手し検分したところ、出勤、退勤をした記録はない。

引用-10 出退勤管理簿

出勤	退勤	正規勤務	出張
		8:30-17:15	8:30-23:59
		8:30-17:15	0:00-23:59
		8:30-17:15	0:00-17:15

- e 他方、議員にあっては、特別職地方公務員に準ずるものとして、一般職員と違って出退勤管理をしていない可能性があるが、参加した議員11名について、議事堂に帰着した時刻を資料として提示するべきである。

そうでないと、東京駅から各自の自宅に自分の都合で別経路から帰宅したのであれば、市から概算払金（前渡金）を支給させるべく提出した旅行経路と違うことになり、不完全履行で市から前渡金をだまし取ったと言われかねない。

ウ 見解書（抜粋その2）

また、書記2名のうち1名は、視察先に忘れ物を取りに戻ったため、金沢駅から東京駅までの区間は委員とは別の車両に乗車していました。
そこで、これらについては、書記と委員とは別の車両に乗車しており、グリーン車を利用する公務上の必要性を欠くこととなり、特別車両料金を支給することは適当ではないと考えられるため、既にこれらの部分に相当する額8,550円は旅費の精算をやり直し、書記から戻入しました。

エ 請求人意見

- (ア) 戻入には、対象者本人から議会局市会事務部総務課が発行する納付書兼領収書（戻入用）による戻入方法と給料から戻入する方法がある。
- (イ) 前田監査委員からの質問で令和6年5月7日の見解書提出日の前日であったが、見解書には、戻入を証する付書兼領収書（戻入用）の資料、給与からの戻入指示書の資料を添付するべきである。

(4) 見解書3頁 4 旅費の支出の適法性について (5) のくぐり

ア 見解書（抜粋その1）

(5) 請求人は、「行政視察第1回、第2回を行った議員に聴取したところ、議会局随行者は、グリーン車両のみかけなかったと書面で回答があった」としていますが、上記(1)のとおり、書記は委員との打合せや関係先との連絡調整の秘書的業務を担っているため、委員と同じ車両に乗車しています。

イ 請求人意見

秘書的業務の中で、移動中の車両の中での参加した11人議員との打合せは、視察先での質疑応答等の事前調整、それにかかる先方との携帯電話での調整と解するが、視察が終了した後は、その公務とやらが終了しており、グリーン車等の特別車両の同乗は不要ではないか？

視察先への札状は、後日、作成し送付している事実がある。

これは、請求人が追加証書申出書（令和6年5月8日提出期日）でも記載しているとおり、公務上の必要である議員の秘書業務を行う機会においては、グリーン料金が支給され、旅行中であっても秘書業務を行わない時間は、支給されないと解される。

引用-11 手引き 国内旅費 1鉄道賃（3）項 7頁 抜粋

(3) 特別車両料金
グリーン車・グランクラス等特別車両の料金。市長及び副市長及び公務上の必要その他特別の事情のある者が旅行をする場合を除き、支給することはできません。

この解釈とおりだと、第1回の京都から新横浜間、第2回の金沢から東京、東京から横浜までのグリーン料金を返還する必要がある。

議員への秘書的業務が公務上必要であり、移動が鉄道の場合は、議員と同じく、グリーン車両に同乗するとしている。

他方、航空機での移動では、この秘書的業務が公務上必要であるなら、関係先との連絡調整はどうするのか。

横浜市行政視察は特別だからとして、航空法第73条の4、航空法施行規則第164条の16に違反して携帯電話でメール送受信、通話をするのかである。

議員との打ち合わせといっても、飛行時間は、せいぜい1、2時間であり、議員11人の秘書業務を2人で行うのも、席を移動しながらとなると、鉄道と違い自由に移動するのも制限されることが多い。

また、特別委員会は、会派別の議員だけで議会局職員が随行しない旅行である。

そうすると議員が自ら、関係先との連絡調整をおこない秘書がいないことになる。

引用-12 令和5年度特別委員会 行政視察実績

特別委員会	視察先	1-2日	訪問先	議員(随員)
元都庁(旧)建設部(建設)特別委員会	奈良	10月26日(木) - 27日(金)	奈良	5/0
	大分	8月8日(水) - 9日(木)	大分	2/0
	徳島	7月12日(水) - 13日(木)	徳島 徳島	2/0
国土交通(国土)特別委員会	新潟	11月25日(水) - 26日(木)	新潟	1/0
	山形	8月21日(水) - 22日(木)	山形県	2/0
	佐賀	11月14日(水) - 15日(木)	佐賀	2/0
国土(国土)特別委員会	福岡	11月23日(水) - 24日(木)	福岡	1/0
	鹿児島	8月21日(水) - 22日(木)	鹿児島 薩摩	6/0
	大分	7月12日(水) - 13日(木)	大分 大分	3/0
	広島	11月6日(水) - 9日(土)	広島 福山	2/0
	新潟	11月16日(水) - 17日(木)	新潟 北上	1/0
国土(国土)特別委員会	熊本	11月13日(水) - 14日(木)	熊本	1/0
	奈良	11月15日(水) - 16日(木)	奈良 三好	5/0
	大分	8月8日(水) - 9日(木)	大分 北九州市	2/0
	山形	7月18日(水) - 19日(木)	山形 鶴岡	2/0
国土(国土)特別委員会	福岡	11月18日(水) - 17日(木)	福岡 福岡	2/0
	鹿児島	11月13日(水) - 14日(木)	鹿児島 南相模	5/0
	大分	8月8日(水) - 9日(木)	大分 北九州市	2/0
国土(国土)特別委員会	大分	8月9日(水) - 10日(木)	大分 福岡	2/0
	徳島	11月15日(水) - 16日(木)	徳島 徳島	2/0
	奈良	8月29日(水) - 30日(木)	奈良 三好	5/0
国土(国土)特別委員会	大分	7月18日(水) - 19日(木)	大分 大分	2/0
	徳島	7月18日(水) - 19日(木)	徳島 徳島	2/0
	福岡	11月18日(水) - 19日(木)	福岡 福岡	1/0
	熊本	11月13日(水) - 14日(木)	熊本 熊本	1/0
国土(国土)特別委員会	奈良	11月21日(水) - 22日(木)	奈良 奈良	5/0
	大分	8月21日(水) - 22日(木)	大分 福岡	2/0
	大分	11月6日(水) - 9日(土)	大分 北九州市	3/0
国土(国土)特別委員会	熊本	11月13日(水) - 14日(木)	熊本 山形	1/0
	徳島	11月18日(水) - 19日(木)	徳島 大分	15/2

内閣調査委員会副委員長 議会局総務課副課長 書記 計2名

(5) 見解書3頁 4 旅費の支出の適法性について (6) のくだり

ア 見解書(抜粋その1)

(6) 以上のとおり、書記による概算払の旅費に関する措置請求につき、53,140円のうち8,550円分については、既に戻入されており住民監査請求の対象とならないため却下し、残部については請求人の主張には理由がないため、棄却するとの監査結果の決定を求めます。

イ 請求人意見

(ア) 前田監査委員からの質問で8,550円の内訳は、以下と口述した。

- a 議会局随行者2人分の戻入金額である。

- b A随員 東海道本線グリーン車料金 780円
 北陸新幹線グリーン車料金 6,990円
 B随員 東海道本線グリーン車料金 780円
 (引用-13 議会局 市外出張旅費請求書(兼領収書))

(イ) 検討

- a 石川県図書館に忘れ物(随員委員Aの持ち物)であるボイスレコーダーを取りに帰って、議員らと同じ列車にのれず、後続のはくたか号に乗車し東京に向かった。
 この場合、普通指定席となるが、その料金は、6,700円(閑散期)となる。
 (引用-14 教育委員事務局 市外出張旅費請求書(兼領収書))

- b グリーン料金は特急料金とグリーン指定席料金で構成され新幹線特急券・グリーン券として1枚の切符となっている。

その構成内容は、グリーン指定料金は6,170円(閑散期)であり、忘れ物を取りに行った随員Aは、普通指定席料金との差額530円を支払い負担しており、それを市に請求することも可能であると思われる。

(引用-13 議会局 市外出張旅費請求書(兼領収書))

そうすると戻入額は、6,990円から530円を差し引いた6,460円となる。

引用-13 議会局 市外出張旅費請求書(兼領収書)

R5.10.30	特急料金	新横浜	米原	417.1	4,620	グリーン車利用
	特急料金	米原	福井	99.9	660	グリーン車利用 (米原福井間引・特別急行列車利用特別区間)
R5.10.31	特急料金	福井	金沢	76.7	1,200	グリーン車利用
R5.11.1	特急料金	金沢	東京	450.5	6,170	グリーン車利用 (閑散期)
			急行料金計	1044.2	12,590	
R5.10.30	グリーン	新横浜	米原	417.1	5,400	
	グリーン	米原	福井	99.9	1,300	
R5.10.31	グリーン	福井	金沢	76.7	1,300	
R5.11.1	グリーン	金沢	東京	450.5	6,990	
	グリーン	東京	横浜	28.8	780	
			特別車両料金合計	1073.0	15,770	
			運賃合計		42,260	

引用-14 教育委員事務局 市外出張旅費請求書(兼領収書)

R5.10.30	特急料金	新横浜	米原	417.1	5,150	
	特急料金	米原	福井	99.9	860	米原福井間引・特別急行列車利用特別区間
R5.10.31	特急料金	福井	金沢	76.7	1,730	
R5.11.1	特急料金	金沢	東京	450.5	6,700	閑散期
			急行料金計	1044.2	14,440	

小括

北陸新幹線グリーン車料金 6,990 円分の戻入金額の妥当性の疑問として、A 随行員が負担した普通指定席料金との差額 530 円は、公務上の都合として戻入したとしている 6,990 円分から差引いて 6,460 円の戻入金額とするべきでないか。

A 随行員の公務中の過失であっても、それを自己負担にさせて、6,990 円を戻入を指示、決裁したことに妥当性があるのかも議論となる。

本件の戻入は、A 随行員がグリーン券を所持していることを前提に行ったとも見えるが、A 随行員が、もともと普通指定席の特急券を所持していれば、その料金 6,700 円は、同日中の後続新幹線への変更は、1 回だけは、手数料無料で可能であり、戻入をする必要はなかったものであることを指摘する。

(ウ) 前田監査委員からの質問で戻入は令和 6 年 5 月 7 日に実施し、それは事務処理ミスとして、総務局コンプライアンス推進課に報告したと口述した。本件請求は、監査事務局が令和 6 年 3 月 27 日受付し、同月 28 日議会局に通知されている。(引用-15)

そうすると「既に戻入したから住民監査請求の対象にならない」と主張しているが、戻入したのが、令和 6 年 5 月 7 日であり、本件請求から約 2 ヶ月経過していることからして、監査の対象範囲であり、却下に相当しない。

引用-15

The screenshot shows a search interface with the following details:

- 検索条件: 年度: 令和5年, 文書番号: 監査済929号, 立書件名: 監査事務局監査部監査課
- 検索期間: 3年, 出力: 調査完了年月日: 令和6年05月26日
- 検索結果: 10件

横浜市予算、決算及び金銭会計規則（以下「会計規則」という。）第 131 条（概算払の精算）第 3 項の規定とおり、「精算残金があるときは、直ちに、これを戻入しなければならない」とあり、既に概算払金を令和 5 年 10 月 13 日に受領し、視察終了後令和 5 年 11 月 7 日に概算払金精算書で済ませている。(引用-16、引用-17)

この直ちには、7 日であると口述しており、戻入を行ったとする令和 6 年 5 月 7 日までの期間の約 7 ヶ月は、A 随行者がその金員を所有し、旅行代金以外の用途、例えば、個人の生活費、遊興費等に使っていることと思料されることから、刑法第 253 条業務上横領罪が成立する。

引用-16 会計規則 抜粋

(概算払の精算)

第131条 概算払を受けた者は、概算払金精算書(第50号様式)を作成し、領収書等を添え、次に掲げるところにより局長に提出しなければならない。ただし、前条第1号に掲げる経費(費用弁償を除く。)については、精算残金のあるとき、及び局長が必要と認める場合のほかは、横浜市職員服務規程(平成21年3月達第3号)第6条第2項の規定による復命をもって精算に代えることができる。

- (1) 毎月必要とする経費については、翌月末日までに提出すること。
- (2) 前号以外の経費については、用件を終了した日の翌日から起算して30日以内に提出すること。

2 局長は、前項の規定により提出された概算払金精算書を精査の上、概算払金精算報告書(第50号様式の2)を作成し、当該概算払金精算書を添付して、速やかに、会計管理者等に送付し、審査を受けなければならない。ただし、前条第1号に掲げる経費(会計管理者が別に定めるものに限る。第4項において同じ。)については、概算払金精算報告書の作成を省略することができ、局長が当該概算払金精算書を審査することにより、会計管理者等の審査に代えることができる。

3 精算残金があるときは、直ちに、これを戻入しなければならない。ただし、前条第5号に掲げる経費については精算残金を翌月の支払金に、同条第10号及び第11号に掲げる経費については精算残金を翌期の支払金に充当することができる。

引用-17 議会局随行員 概算払金精算書

第50号様式(第121条)

概 算 払 金 精 算 書

件 名	こども青少年・教育委員会行政視察(2回日)随行職員旅費
概算払金受領額	138,720円
受領年月日	令和5年10月13日
概算払金執行額	138,720円
差引残額	0円

上記のとおり概算払金を精算します。(証紙書類別添のとおり)

(提出日)
令和5年11月7日

(提出先)
横 浜 市 長

概算払金受領者
住 所 横浜市中央区本町6-50-10

(法人名) 議会局庶務課
氏 名 [黒塗り] [黒塗り]

議会局政策調査課
[黒塗り] [黒塗り]

(A4)

意図して横領となった金員を、単純な事務処理ミスとして扱えるものではなく、民法第703条に規定する不当利得として市に返還させるべきである。

刑法第253条業務上横領をしており、当事者の相応の処分及び、刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき、司法当局への告訴、告発が必要である。

- (6) 見解書1頁、2頁 2 行政視察における旅費の支給について (5) のくだり
 ア 見解書(抜粋その1)

(5) 旅費の請求については、座席を予約する必要がある部分については市会議員の分を含めて議会局の書記が購入しており、以下 略

イ 請求人意見

(ア) 市会議員の分を含めて議会局の書記が購入しておりと見解しているが、議員らの概算私金は、代理人たる議会局市会事務部総務課 [] 課長が、市長に請求し、本人名義の金融機関口座に振込ませて支出させている。

(引用-18)

議会局の随行員についても、前渡金管理者として [] 課長の口座に振込まれている。(引用-19)

引用-18

請 求 書		指定書 コード
¥ 936,760.-		請求書 番号
振込先	銀行	支店
金融機関	預金口座番号	
上記の金額を請求します。		令和5年9月4日
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 横浜市 長 代理人 議会局 総務課長 氏名 [] </div>		
件名	子ども青少年・教育委員会 行政視察(2回目) 議員旅費	
内訳	摘要(規格+その他)	数量(単位)
別紙のとおり		単価
		金額
合 計		¥ 936,760

領 収 書

¥130,620.-

振込先 振替 支店
 振込先 振替口座番号

上記の金額を請求します。 令和5年6月15日

議 会 局

前代会管秘書
 議事録 議会局 総務課長
 氏 名

行 名	こども青少年・教育委員会 行政機関（団体）	議事録議員数		
内 訳	議事録（経路・子の数）	数量（席数）	単 位	金 額
別紙のとおり				
合 計				¥130,620

この領収書は前代会管秘書が作成します。

令和5年度のこども青少年・教育委員会常任委員会における、議会局議員及び議会局随行員の鉄道賃、新幹線指定席、乗継特急指定席、グリーン券の予約した領収書の公開がないが、政策・総務・財政常任委員会の議員らの航空券の領収書では、参加議員全員の航空券は代理人 議会局総務課長名の名宛の領収書になっている。

引用-20 議会局 前任総務課長 氏名の領収書

TOBU TOP TOURS CO. LTD

領 収 書 RECEIPT

代 理 人 議 会 局 議 事 録 議 員 数

¥396,550

東武トップツアーズ株式会社
 東京支店

航空券の領収書から類推すると、鉄道特急指定席・グリーン券の予約は、議員らは、代理人の総務課長が名宛として、鉄道賃、座席を予約して領収書を徴収しているのではないか。

他方、議会局随行員は、課長の口座に入金された金員を課長から受領し、かかる鉄道賃、座席の予約をしていると思料される。

議会局随行員は、職級3級以下の職員であり、会計規則第124条以下に照らすと、前渡金管理者とは成りえず、議会局前渡金管理者である[]課長が議員の代理人を議会局随行員に事務委任をしているのであれば、この限りではないが、議員総額100万円に近い金員を、職級3級以下の職員に易々、委任するとは思えない。

この見解は虚偽の可能性がある。

引用-21 会計規則第124条抜粋

(資金前渡)

第124条 支出の進捗に際する経費については、別に定めがあるもののほか、当該経費に係る主管課長(これに準ずる者を含む。)その他局長の指定する者(以下「前渡金管理者」という。)をして金銭支払をさせるため、その資金を前渡することができる。この場合において、主管課長(これに準ずる者を含む。)以外の者を新定したときは、局長は、前渡金管理者新定通知書(算行分様式)により、所管会計管理者等に通知しなければならない。

(1) 3箇月分以降の交際費

(2) 修学旅行費及び校外教授費

(3) 謝礼金、慰問金、見舞金、弔慰料等これらに類する経費

(4) 議員報酬及び職員に支給する報酬、旅料及び手当

(4)の2 旅費

ウ 見解書(抜粋その2)

・・・(略)また、手引きにおいて、「ア 精算残金があるとき」、「イ 航空機を利用したとき」、「ウ 宿泊料を支給したとき」は、復命書とは別に、概算払金の精算に係る報告書を作成し、精算を行うこととされています。

エ 請求人意見

(ア) 手引きは、一担当課が、旅費事務取り扱いを便宜するため規準(ガイドライン)としているものである。

(イ) 資金前渡、概算払、前渡金は、支出の特例として地方自治法第232条の5及び地方自治法第261条、第262条、第263条に規定されていることから、横浜市でも例規として会計規則を制定しているものである。

(ウ) 鉄道賃が手引きに記載がないからと言って、それが不要であるとは記載がない。

市の財務会計を規定する同規則第131条照らして、領収書の提出し、精算する必要である。

(エ) 政策・総務・財政常任委員会における視察で、鉄道利用の際の領収書は、随行した全局が提出し、正当に精算をしている。(引用-22、23、24)

(オ) 請求人が議会局に対して、当該視察旅行の鉄道賃の領収書について、不開

示決定した理由が、個人的に取得して組織共有をしていないというが、行政文書であることは明らかであり、直ちに開示する必要がある。(引用-25)

引用-22

TOBU TOP TOURS CO.,LTD.
領 収 証 RECEIPT

DATE 2022/10/29

FORM OF PAYMENT

RECEIVED FROM **アベノミクス推進本部
企画調整部長 [REDACTED]** 様

金額 ¥8,530※

商品名 10/29 7/116 博多-小倉 3,670円×1 指定
10/29 7/116 小倉-大分 4,860円×1 指定
※乗車料・指定席料・特急料金すべて含む

TOBU TOP TOURS CO.,LTD. 横濱支店 [REDACTED]

引用-23

TOBU TOP TOURS CO.,LTD.
領 収 証 RECEIPT

DATE 2022/10/29

FORM OF PAYMENT

RECEIVED FROM **政策局総務課長 [REDACTED]** 様

金額 ¥8,530※

商品名 10/29 7/116 博多-小倉 3,670円×1 指定
10/29 7/116 小倉-大分 4,860円×1 指定
※乗車料・指定席料・特急料金すべて含む

TOBU TOP TOURS CO.,LTD. 横濱支店 [REDACTED]

引用-24

こ書・教育常任委員会					
		令和5年第1回関西旅行		令和5年第2回北陸旅行	
領収書	鉄道		鉄道		
議会議長	なし		なし		
随行人	なし		なし		
こ書 随行人	なし		なし		
教育 随行人	なし		なし		
※こ書、教育随行人の鉄道分は、議会議長に手配を任せため領収書なし ※こ書、教育随行人の宿泊分は、各随行人が宿泊施設で領収書を取得し精算している。					
政策・総務・財政常任委員会					
		令和4年第2回九州旅行			
領収書	鉄道				
議会議長	なし				
随行人	なし				
デジタル 随行人	あり				
政策 随行人	あり				
総務 随行人	あり				
財政 随行人	あり				
※デジタル、政策、総務、財政随行人 全員 宿泊分の領収書を提出して精算している。					

第4号様式（第5条第3項第3号）

不 開 示 決 定 通 知 書

議 議 第 1022 号
令和 6 年 12 月 11 日

■■■■ 様

横浜市会議長 瀬之内 康浩

令和 5 年 11 月 27 日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第2項の規定により、次のとおりその全部を開示しないことと決定しましたので通知します。

1. 開示請求に係る行政文書	令和 5 年度 子ども青少年・教育委員会行政機関（と開示）にかかわる開行員等の職名 注） 鉄道運営の旅行代理店等が発行した個別客票 例示） 利用列車番号、特別車両料金 ※ 宿泊料（2泊分）の宿泊費額 ※※ 宿泊先別の請求書金額収書（宿泊先事業者発行のもの）
2. 行政文書の概要	
3. 不開示とする理由の決定	横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第2項
4. 情報開示を請求する理由	当該開示請求に係る請求対象文書は、職員が個人的に取得した文書であって組織所有していないことから、当該開示請求に係る行政文書は取得していません。保有していないため
5. 担 当 課	議会行政課総務課総務課 電話 045（R71）3544
6. 備 考	

この処分に関係があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市の議員に書面請求をすることがあります。
また、この処分があったことを知った日から3か月以内に、横浜市長を被告として訴訟を提起することもできます。

(7) 見解書2頁、3頁 4 旅費の支出の適法性について (4) のくだり

ア 見解書（抜粋その1）

(4) 同日のJR東京駅から横浜駅までの区間においても、委員と同行する予定でしたが、参加者が各自で電車を利用して議会棟まで戻ってくることとしたため、実際には東京駅から藤沢駅までの行程については、グリーン車を利用しませんでした

イ 請求人意見

(ア) ここに重大な財務会計上の不正行為がある。

(イ) 旅行代金の概算払（前途金）の支出を受ける際に、予算額が記載された旅行経路等の旅行計画を提出するが、その中で、東京・横浜間のグリーン料金を780円と請求した。（引用-26）

(ウ) ところが、この780円は、JR東日本の首都圏を除く50kmまでの料金であり、首都圏では1,010円の料金である。（引用-27）

(エ) この虚偽の請求を行い、旅行終了後の概算払金精算書においても、何食わぬ顔で精算し、その金員を着服した、悪質なものである。（引用-26）

(オ) 見解書でも、780円なるグリーン料金を市長宛ての請求書に記載したことには触れず、この事実を隠蔽し、単なる事務ミスとして揉み消し行為を行っている。

質問されなければ回答しない悪質な見解書である。

引用-26 議会局 概算払金支出請求書、概算払金精算書

25.10.30	グリーン	新横浜	足原	417.1	5,400
	グリーン	浜岸	福井	99.9	1,300
15.10.31	グリーン	福井	金沢	76.7	1,300
25.11.1	グリーン	金沢	東京	460.5	5,990
	グリーン	東京	横浜	28.8	780
特別区間料金合計				1073.0	15,770

引用-27 JR東日本 普通列車のグリーン料金の公開HP

普通列車のグリーン料金

● JR北海道管内各路線、JR東海管内各路線、JR西日本管内各路線（SLやまぐち号）（SLやまぐち号）専用を除く。JR東管内相互間およびJR東日本とJR東海にまたがって乗車する場合の快速・普通列車のグリーン料金は、列車ごとに案内にご乗車になる区間の乗車キロで下の表をご覧ください。始発駅・終着駅とも同じです。

乗車キロ	50キロまで	100キロまで	150キロまで	151キロ以上
グリーン料金	780円	1,000円	1,700円	1,980円

● (ひなび) 専用、(SATONO) 専用、JR東日本の各線を連結して運転する列車（SLはまぐち号）などのグリーン料金は、150キロまで2,500円、151キロ以上3,000円です。

● (SLやまぐち号) (SLやまぐち号) 専用で運転する列車のグリーン料金は、2,500円です。

● JR九州内の普通列車グリーン料金は、50キロまで780円、51キロ以上は1,000円です。

● 新幹線エリア（次の図の色別）の普通列車の自由席グリーン料金は案内にご乗車になる区間の乗車キロで下の表をご覧ください。

● ICカード等にグリーン乗車料を記録しておられる場合の【Suicaグリーン料金】と、駅で乗車を求める場合や車内で係員から求める場合の【乗車料金】があります。

乗車	50キロまで	100キロまで	101キロ以上
Suicaグリーン料金	720円	1,000円	1,530円
乗車料金	1,310円	1,260円	1,810円

※ 仙台～盛岡間の各快速列車の場合の乗車料金は750円です。

第3 結語

- 1 同行したA議員からの情報提供であるグリーン未乗車は真実性があり、証拠能力がある。
- 2 会計規則のとおり領収書等、疎明資料を所持しているが、それを隠蔽して、提出していない。
- 3 概算払金の履行後の精算において、領収書の確認をしないで支出しており、会計規則に違反している。
- 4 旅費支出の根拠の一つの旅行経路の真実性に欠け、旅費手引きに違反している。
 - ・市外出張命令書に基づき、旅費請求書で概算払金を前渡金として預かり、旅行した後、中区本町の議事堂、市役所に帰着するべきところ、東京駅で流れ解散をするのは、債務不完全履行であり、それで精算はできないのは当然である。
 - ・領収書もなく精算したのは、支払者たる横浜市を騙した行為である。
- 5 議会局随行員のグリーン車同乗の根拠になる議員の秘書的役割りが疑問である。
 - ・特別委員会では会派別議員だけで構成して行政視察を行っている。
 - ・事前予約した乗車券等の議員への引渡しは秘書職務なのか。
- 6 本件請求の趣旨は、財務会計上の不正支給、受給をした違法行為を適示したものであるが、その損害は、着服、横領した金員の市への返還だけでは済む訳ではない。当然、職員らへの懲戒処分、刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき、刑法第253条業務上横領罪により告発する必要がある。

監査委員にあつては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第8項の規定に基づき関連する証拠物を確認し、市長に対して同法第242条第5項の規定に基づき勧告することを求める。

市井では、僅かな金額の万引きでも刑法第235条窃盗、無銭飲食 では刑法第246条の詐欺罪で逮捕され、処罰されている。

原資が税金である公金の着服、横領であり、厳罰に値する。

なお、こども青少年・教育委員会常任委員会には、神奈川県弁護士会に所属する本業が弁護士の議員が行政視察に参加しており、参加した11人の議員全員から事情聴取をすることを進言する。

以上

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第8項(抜粋)

第199条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

⑧ 監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。